

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 4 年 5 月 臨 時 会

池 田 市

目 次

1 報 告 第 1 号	専決事項の指定に係る処分報告について	1
専決指定第1号	損害賠償の専決処分について	2
2 報 告 第 2 号	処分報告について	3
専 決 第 1 号	池田市市税条例の一部改正について	4
	説 明	8
	参 考	10
3 報 告 第 3 号	処分報告について	20
専 決 第 2 号	令和3年度池田市一般会計補正予算（第12号）	21
	説 明	25
	参 考	41
4 報 告 第 4 号	債権の放棄に係る報告について	53
5 議 案 第 30 号	人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 について	59
	説 明	64
	参 考	66
6 議 案 第 31 号	池田市監査委員の選任について	70
7 議 案 第 32 号	令和4年度池田市病院事業会計補正予算（第2号）	71
	説 明	87
8 議 案 第 33 号	令和4年度池田市水道事業会計補正予算（第1号）	91
	説 明	107
9 議 案 第 34 号	令和4年度池田市公共下水道事業会計補正予算 （第1号）	113
	説 明	131

10 議 案 第 3 5 号	令和4年度池田市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	137
	説 明	139
	参 考	147
11 議 案 第 3 6 号	令和4年度池田市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	151
	説 明	153
	参 考	161
12 議 案 第 3 7 号	令和4年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)	167
	説 明	169
	参 考	177
13 議 案 第 3 8 号	令和4年度池田市一般会計補正予算(第1号)	181
	説 明	187
	参 考	211

報告第 1 号

専決事項の指定に係る処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 5 月 18 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和 3 年度中に解決した議会の委任による専決処分について報告するものである。

専決指定第 1 号

損害賠償の専決処分について

「専決事項の指定について（平成 19 年 9 月 28 日議決）」第 1 号及び第 3 号に基づき専決処分した損害賠償の額の決定及び当該損害賠償に係る和解は、以下のとおりである。

事 故 発生日	場 所	所 属	事故の種類等		損害賠償の額(円)		和 解 成立日
					相手側 負 担	市負担	
令和 3 年 8 月 19 日	池田市 旭丘 1-1-8 地先	都市整備部	管理瑕疵	対物	0	27,775	令和 3 年 9 月 8 日
令和 3 年 11 月 13 日	池田市 井口堂 3-10-27	消防本部	自動車事故 〔大阪 800 そ 2193〕	対物	0	47,300	令和 3 年 12 月 18 日
令和 4 年 1 月 10 日	池田市 天神 2-11-8	市民活力部	自動車事故 〔大阪 800 せ 3634〕	対物	0	63,800	令和 4 年 3 月 3 日

報告第 2 号

処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、池田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 18 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方税法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので専決処分したものである。

専決第 1 号

池田市市税条例の一部改正について

池田市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日 専決処分

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市条例第10号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第46条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第84条中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第85条中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第13条第2項中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第26項、第33項から第35項まで、第37項、第39項若しくは第43項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで、第36項若しくは第40項」に改める。

附則第13条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」

に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第14条第9項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第18条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第24条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

池田市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）の施行等に伴い、本条例の一部改正を行ったものである。

1 市民税関係

- (1) 特例民法法人に対する寄附金に係る個人市民税の寄附金税額控除の経過措置期間の終了に伴う規定の削除

個人市民税の寄附金税額控除に係る規定において、特例民法法人（平成 20 年 12 月 1 日に施行した公益法人制度において、その従前の制度により設立された社団法人又は財団法人から公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に移行することができる期間における当該社団法人又は財団法人をいう。）に対する寄附金についての文言を削るものであること。

（第 24 条の 2 の改正関係）

- (2) 法人市民税の外国税額控除に関し所要の措置を講じることに伴う規定の整理

法人市民税の申告納付に係る規定中の引用条項を改めるものであること。

（第 46 条の改正関係）

2 固定資産税及び都市計画税関係

- (1) 固定資産課税台帳の閲覧等における措置の明確化に伴う規定の整備

固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産課税台帳の記載事項に係る証明書の交付において、固定資産課税台帳に記載の住所を明らかにすることによ

り人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある等の場合に、一定の措置を講じることができることが明確化されたことに伴い、それぞれの手数料に係る規定において、所要の整備を行うものであること。

(第 8 4 条及び第 8 5 条の改正関係)

(2) 固定資産税等の課税標準の特例措置の改正に伴う規定の整理

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条に規定する固定資産税等の課税標準の特例の一部が改正されることに伴い、都市計画税の読替規定及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る規定中の引用条項を改めるものであること。

(附則第 1 3 条及び第 1 3 条の 2 の改正関係)

(3) 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の対象拡大に伴う規定の整理

省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、一定の条件の下、太陽光発電装置等の設置工事を行った住宅が対象に加えられたことに伴い、当該減額措置の申告に係る規定において、所要の整理をするものであること。

(附則第 1 4 条の改正関係)

(4) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置に係る改正

評価額の上昇による税額の激変緩和の観点から、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の 5 パーセントから 2. 5 パーセントに引き下げるものであること。

(附則第 1 8 条及び第 2 4 条の改正関係)

3 施行期日等

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を規定するものであること。

(改正条例附則関係)

報告第2号 参 考

池田市市税条例の一部を改正する条例対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第24条 (略) (寄附金税額控除) 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。）若しくは金銭のうち市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(4) (略) (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（<u>所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）</u>附則第13条第2項の規定によりなお効力を有するものとされる改正	第1条～第24条 (略) (寄附金税額控除) 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。）若しくは金銭のうち市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(4) (略) (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

改 正 前	改 正 後
<u>前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。</u>）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6)～(10) (略) 2 (略) 第25条～第45条の6 (略) (法人の市民税の申告納付) 第46条 (略) 2～8 (略) 9 法<u>第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 (略)	(6)～(10) (略) 2 (略) 第25条～第45条の6 (略) (法人の市民税の申告納付) 第46条 (略) 2～8 (略) 9 法<u>第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 (略)

改 正 前	改 正 後
1 5 第1 2項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第3 2 1条の8第6 9項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第1 2項前段の期間内に行う第9項の申告については、第1 2項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 1 6 (略) 第4 7条～第8 3条 (略) (固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第8 4条 法第3 8 2条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、池田市手数料条例第2条に定めるところによる。ただし、法第4 1 6条第3項又は第4 1 9条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第8 5条 法第3 8 2条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、池田市手数料条例第2条に定めるところによる。 第8 6条～第1 4 2条 (略)	1 5 第1 2項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第3 2 1条の8第7 1項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第1 2項前段の期間内に行う第9項の申告については、第1 2項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 1 6 (略) 第4 7条～第8 3条 (略) (固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第8 4条 法第3 8 2条の2に規定する固定資産課税台帳<u>(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の閲覧の手数料は、池田市手数料条例第2条に定めるところによる。ただし、法第4 1 6条第3項又は第4 1 9条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第8 5条 法第3 8 2条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書<u>(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の交付手数料は、池田市手数料条例第2条に定めるところによる。 第8 6条～第1 4 2条 (略)

改 正 前	改 正 後
附 則 第1条～第12条の2 (略) (読替規定) 第13条 (略) 2 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項、第17項から第19項まで、第21項、第26項、第33項から第35項まで、第37項、第39項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第13条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	附 則 第1条～第12条の2 (略) (読替規定) 第13条 (略) 2 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項、第16項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで、第36項若しくは第40項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第13条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

改 正 前	改 正 後
6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	13 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
14 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
15 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とす	15 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とす

改 正 前	改 正 後
る。 16・17 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第14条 (略) 2～8 (略) 9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 (略) 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は	る。 16・17 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第14条 (略) 2～8 (略) 9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 (略) 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又

改 正 前	改 正 後
同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 12・13 (略) 第15条～第17条 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等	は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 12・13 (略) 第15条～第17条 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等

改 正 前	改 正 後
が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額） （当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5 （略） 第19条～第23条 （略） （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第24条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等	が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額） （当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5 （略） 第19条～第23条 （略） （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第24条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等

改 正 前	改 正 後
が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2～5 (略) 第25条～第57条 (略)	が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5<u>(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)</u>を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2～5 (略) 第25条～第57条 (略)

報告第 3 号

処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 3 年度池田市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 4 年 5 月 18 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方交付税等の確定に伴い、令和 3 年度として予算化する必要が生じたので、専決処分したものである。

専決第2号

令和3年度池田市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度池田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,112千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,930,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地 方 交 付 税		4,041,456	155,641	4,197,097
	1 地 方 交 付 税	4,041,456	155,641	4,197,097
16 府 支 出 金		3,179,082	21,900	3,200,982
	2 府 補 助 金	476,758	21,900	498,658
18 寄 附 金		210,000	△57,653	152,347
	1 寄 附 金	210,000	△57,653	152,347
19 繰 入 金		695,434	△183,000	512,434
	1 繰 入 金	695,434	△183,000	512,434
歳 入 合 計		45,993,556	△63,112	45,930,444

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,759,176	△103,120	4,656,056
	1 総 務 管 理 費	3,872,404	△103,120	3,769,284
3 民 生 費		21,729,294	29,455	21,758,749
	1 社 会 福 祉 費	10,001,427	6,312	10,007,739
	2 児 童 福 祉 費	9,841,062	23,143	9,864,205
4 衛 生 費		4,791,881	3,642	4,795,523
	1 保 健 衛 生 費	3,456,532	3,642	3,460,174
8 土 木 費		3,177,220	3,243	3,180,463
	4 都 市 計 画 費	2,141,793	3,243	2,145,036
10 教 育 費		5,750,922	6,012	5,756,934
	1 教 育 総 務 費	1,504,793	4,927	1,509,720
	6 社 会 教 育 費	1,284,755	1,085	1,285,840
13 予 備 費		173,595	△2,344	171,251
	1 予 備 費	173,595	△2,344	171,251
歳 出 合 計		45,993,556	△63,112	45,930,444

報告第3号 説 明

令和3年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 1 2 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
11 地 方 交 付 税	4,041,456	155,641	4,197,097
16 府 支 出 金	3,179,082	21,900	3,200,982
18 寄 附 金	210,000	△57,653	152,347
19 繰 入 金	695,434	△183,000	512,434
歳 入 合 計	45,993,556	△63,112	45,930,444

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	4,759,176	△103,120	4,656,056			△103,105	△15
3 民 生 費	21,729,294	29,455	21,758,749			29,455	
4 衛 生 費	4,791,881	3,642	4,795,523			3,642	
7 商 工 費	647,285	0	647,285			0	
8 土 木 費	3,177,220	3,243	3,180,463			3,243	
10 教 育 費	5,750,922	6,012	5,756,934	21,900		6,112	△22,000
13 予 備 費	173,595	△2,344	171,251				△2,344
歳 出 合 計	45,993,556	△63,112	45,930,444	21,900		△60,653	△24,359

入

歳

2 歳 入

(款) 11 地 方 交 付 税

(項) 1 地 方 交 付 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	4,041,456	155,641	4,197,097	1 地方交付税	155,641	特別交付税 155,641 追加
計	4,041,456	155,641	4,197,097			

(款) 16 府 支 出 金

(項) 2 府 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費府 補 助 金	7,180	21,900	29,080	3 振興補助	21,900	振興補助 21,900 追加
計	476,758	21,900	498,658			

(款) 18 寄 附 金

(項) 1 寄 附 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 指定寄附金	210,000	△57,653	152,347	1 みんなでつくるまちの寄附金	△57,653	みんなでつくるまちの寄附金 △57,653 減額
計	210,000	△57,653	152,347			

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	684, 147	△183, 000	501, 147	1 財政調整基金繰入金	△180, 000	財政調整基金繰入金 △180, 000 減額
				10 みんなでつくるまち推進基金繰入金	△3, 000	みんなでつくるまち推進基金繰入金 △3, 000 減額
計	695, 434	△183, 000	512, 434			

出

歳

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	2, 228, 879	22, 410	2, 251, 289			22, 410		24 積 立 金	22, 410	公共施設整備基金 838 追加 世界に誇れる安全で安心な まちづくり基金 21, 572 追加
9 公益活動 促 進 費	19, 044	1, 193	20, 237			1, 193		24 積 立 金	1, 193	公益活動促進基金 1, 193 追加
13 自治体興費	360, 631	△128, 399	232, 232			△128, 399		24 積 立 金	△128, 399	みんなでつくるまち推進基 金 △128, 399 減額
14 文化振興費	26, 002	1, 676	27, 678			1, 691	△15	24 積 立 金	1, 676	文化振興基金 1, 676 追加
計	3, 872, 404	△103, 120	3, 769, 284			△103, 105	△15			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債					そ の 他
1 社会福祉 総 務 費	6, 417, 777	6, 312	6, 424, 089			6, 312		24積 立 金	6, 312	福祉基金 6, 312 追加
計	10, 001, 427	6, 312	10, 007, 739			6, 312				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総 務 費	5,139,545	23,143	5,162,688			23,143		24積 立 金	23,143	子ども・子育て基金 23,143 追加
計	9,841,062	23,143	9,864,205			23,143				

(款) 4 衛 生 費

(項) 1 保 健 衛 生 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生 総 務 費	434, 239	3, 642	437, 881			3, 642		24 積 立 金	3, 642	環境基金 3, 642 追加
計	3, 456, 532	3, 642	3, 460, 174			3, 642				

(款) 7 商 工 費

(項) 1 商 工 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
3 観 光 費	32,412	0	32,412			0				
計	647,285	0	647,285			0				

(款) 8 土 木 費

(項) 4 都 市 計 画 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
3 緑化事業費	28,853	3,243	32,096			3,243		24 積 立 金	3,243	緑化基金 3,243 追加
計	2,141,793	3,243	2,145,036			3,243				

(款) 10 教 育 費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
5 教育振興費	52,573	4,927	57,500			4,927		24 積 立 金	4,927	教育振興基金 4,927 追加
計	1,504,793	4,927	1,509,720			4,927				

(款) 10 教 育 費

(項) 5 給食センター費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 給食センター管理費	585,582	0	585,582	21,900			△21,900			財源更正
計	617,968	0	617,968	21,900			△21,900			

(款) 10 教 育 費

(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
11 社会体育 振 興 費	65, 186	1, 085	66, 271			1, 185	△100	24 積 立 金	1, 085	スポーツ振興基金 1, 085 追加
計	1, 284, 755	1, 085	1, 285, 840			1, 185	△100			

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	173,595	△2,344	171,251				△2,344			予備費 △2,344 減額
計	173,595	△2,344	171,251				△2,344			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,971,000	—	16,971,000
	1 市 民 税	8,476,000	—	8,476,000
	2 固 定 資 産 税	6,380,000	—	6,380,000
	3 軽 自 動 車 税	120,000	—	120,000
	4 市 た ば こ 税	540,000	—	540,000
	5 入 湯 税	3,000	—	3,000
	6 都 市 計 画 税	1,452,000	—	1,452,000
2 地 方 譲 与 税		205,500	—	205,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	36,000	—	36,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	117,000	—	117,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	44,000	—	44,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	8,500	—	8,500
3 利 子 割 交 付 金		20,000	—	20,000
	1 利 子 割 交 付 金	20,000	—	20,000
4 配 当 割 交 付 金		85,000	—	85,000
	1 配 当 割 交 付 金	85,000	—	85,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		70,000	—	70,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	—	70,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,100,000	—	2,100,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,100,000	—	2,100,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		50,000	—	50,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	50,000	—	50,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		18,000	—	18,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	18,000	—	18,000
10 地 方 特 例 交 付 金		177,686	—	177,686
	1 地 方 特 例 交 付 金	104,686	—	104,686
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	73,000	—	73,000
11 地 方 交 付 税		4,041,456	155,641	4,197,097
	1 地 方 交 付 税	4,041,456	155,641	4,197,097
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		304,733	—	304,733
	1 負 担 金	304,733	—	304,733

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		908,712	—	908,712
	1 使 用 料	653,930	—	653,930
	2 手 数 料	253,613	—	253,613
	3 証 紙 収 入	1,169	—	1,169
15 国 庫 支 出 金		11,898,413	—	11,898,413
	1 国 庫 負 担 金	5,661,231	—	5,661,231
	2 国 庫 補 助 金	4,952,260	—	4,952,260
	3 国 庫 委 託 金	69,144	—	69,144
	4 国 庫 交 付 金	1,215,778	—	1,215,778
16 府 支 出 金		3,179,082	21,900	3,200,982
	1 府 負 担 金	2,396,609	—	2,396,609
	2 府 補 助 金	476,758	21,900	498,658
	3 府 委 託 金	6,476	—	6,476
	4 府 交 付 金	299,239	—	299,239
17 財 産 収 入		18,679	—	18,679
	1 財 産 運 用 収 入	8,369	—	8,369
	2 財 産 売 払 収 入	10,310	—	10,310
18 寄 附 金		210,000	△57,653	152,347

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	210,000	△57,653	152,347
19 繰 入 金		695,434	△183,000	512,434
	1 繰 入 金	695,434	△183,000	512,434
20 諸 収 入		680,977	—	680,977
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	15,000	—	15,000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	255,999	—	255,999
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	266,823	—	266,823
21 市 債		3,936,200	—	3,936,200
	1 市 債	3,936,200	—	3,936,200
22 繰 越 金		110,684	—	110,684
	1 繰 越 金	110,684	—	110,684
歳 入 合 計		45,993,556	△63,112	45,930,444

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		385, 234	—	385, 234
	1 議 会 費	385, 234	—	385, 234
2 総 務 費		4, 759, 176	△103, 120	4, 656, 056
	1 総 務 管 理 費	3, 872, 404	△103, 120	3, 769, 284
	2 徴 税 費	462, 573	—	462, 573
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	243, 173	—	243, 173
	4 選 挙 費	125, 834	—	125, 834
	5 統 計 調 査 費	20, 653	—	20, 653
	6 監 査 委 員 費	34, 539	—	34, 539
3 民 生 費		21, 729, 294	29, 455	21, 758, 749
	1 社 会 福 祉 費	10, 001, 427	6, 312	10, 007, 739
	2 児 童 福 祉 費	9, 841, 062	23, 143	9, 864, 205
	3 生 活 保 護 費	1, 886, 425	—	1, 886, 425
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4, 791, 881	3, 642	4, 795, 523
	1 保 健 衛 生 費	3, 456, 532	3, 642	3, 460, 174
	2 清 掃 費	1, 335, 349	—	1, 335, 349
5 労 働 費		44, 600	—	44, 600

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労 働 諸 費	44,600	—	44,600
6 農 林 水 産 業 費		48,810	—	48,810
	1 農 林 費	48,810	—	48,810
7 商 工 費		647,285	—	647,285
	1 商 工 費	647,285	—	647,285
8 土 木 費		3,177,220	3,243	3,180,463
	1 土 木 管 理 費	541,929	—	541,929
	2 道 路 橋 り よ う 費	280,216	—	280,216
	3 河 川 費	53,736	—	53,736
	4 都 市 計 画 費	2,141,793	3,243	2,145,036
	5 住 宅 費	159,178	—	159,178
	6 災 害 防 止 費	368	—	368
9 消 防 費		1,150,520	—	1,150,520
	1 消 防 費	1,150,520	—	1,150,520
10 教 育 費		5,750,922	6,012	5,756,934
	1 教 育 総 務 費	1,504,793	4,927	1,509,720
	2 小 学 校 費	1,462,831	—	1,462,831
	3 中 学 校 費	666,307	—	666,307

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	214,268	—	214,268
	5 給 食 セ ン タ ー 費	617,968	—	617,968
	6 社 会 教 育 費	1,284,755	1,085	1,285,840
11 公 債 費		3,297,959	—	3,297,959
	1 公 債 費	3,297,959	—	3,297,959
12 諸 支 出 金		37,060	—	37,060
	1 防 災 費	37,060	—	37,060
13 予 備 費		173,595	△2,344	171,251
	1 予 備 費	173,595	△2,344	171,251
歳 出 合 計		45,993,556	△63,112	45,930,444

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	21,295,070	—	21,295,070
人件費	8,004,935	—	8,004,935
扶助費	9,992,176	—	9,992,176
公債費	3,297,959	—	3,297,959
投資的経費	3,950,218	—	3,950,218
その他	20,748,268	△ 63,112	20,685,156
物件費	8,683,704	—	8,683,704
その他	12,064,564	△ 63,112	12,001,452
合 計	45,993,556	△ 63,112	45,930,444

一般会計

令和３年度		補正第１２号		歳出款別節別内訳表										(単位：千円)	
節別	款別	１ 議会費	２ 総務費	３ 民生費	４ 衛生費	５ 労働費	６ 農林水産業費	７ 商工費	８ 土木費	９ 消防費	１０ 教育費	１１ 公債費	１２ 諸支出金	１３ 予備費	計
１	報酬	151,127	142,532	458,308	81,854	971	7,680	13,449	14,884	5,713	645,759		123		1,522,400
２	給料	34,287	567,938	475,162	350,129	4,013	11,410	6,216	200,545	410,291	478,401				2,538,392
３	職員手当等	96,821	778,335	431,528	298,916	3,209	10,544	7,693	175,895	379,737	562,792		4,953		2,750,423
４	共済費	66,268	236,260	225,078	144,621	1,515	4,728	4,717	79,329	161,522	269,252				1,193,290
５	災害補償費		300							100	30				430
６	恩給及び退職年金														
７	報償費	158	87,560	20,012	116,587	30	732	1,600	2,823	1,368	57,414		294		288,578
８	旅費	2,931	18,712	15,489	3,515	19	283	1,404	2,861	16,106	43,229				104,549
９	交際費	1,000	1,600								485				3,085
１０	需用費	4,122	224,240	79,150	316,041	87	7,789	5,604	93,393	29,487	392,836		9,836		1,162,585
１１	役務費	1,299	101,655	63,714	21,670	137	228	380	3,614	4,087	39,103		6,494		242,381
１２	委託料	4,939	882,322	908,121	2,266,206		945	289,632	925,164	4,430	1,011,999		13,131		6,306,889
１３	使用料及び賃借料	1,284	423,127	34,471	27,742	75	735	2,616	155,119	4,958	266,662		14		916,803
１４	工事請負費		797,118	161,178	4,000				631,000	32,000	1,584,746				3,210,042
１５	原材料費			180	140				737	20	4,223				5,300
１６	公有財産購入費										32,386				32,386
１７	備品購入費	6,845	22,801	21,261	23,937		50		20	20,244	160,904		553		256,615
１８	負担金補助及び交付金	14,153	205,030	5,645,201	71,672	34,544	3,686	175,970	95,545	76,677	104,320		1,588		6,428,386
１９	扶助費		185	9,904,432	16,350						71,209				9,992,176
２０	貸付金			3,224				138,000							141,224
２１	補償補填及び賠償金		100	200	100				3,030		14,360				17,790
２２	償還金利子及び割引料		51,207	285,166	15,020						767	3,297,959			3,650,119
２３	投資及び出資金														
２４	積立金		108,495	32,953	33,642			4	11,778		16,012		74		202,958
２５	寄附金														
２６	公課費		71	30	768					876	45				1,790
２７	繰出金		6,468	2,993,891	1,002,613				784,726	2,904					4,790,602
	予備費													171,251	171,251
	()%	(0.8)	(10.1)	(47.4)	(10.5)	(0.1)	(0.1)	(1.4)	(6.9)	(2.5)	(12.5)	(7.2)	(0.1)	(0.4)	(100.0)
	計	385,234	4,656,056	21,758,749	4,795,523	44,600	48,810	647,285	3,180,463	1,150,520	5,756,934	3,297,959	37,060	171,251	45,930,444

一般会計

令和３年度		補正第１２号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
１ 報酬		1,522,400			1,522,400				1,522,400	
２ 給料		2,538,392			2,538,392				2,538,392	
３ 職員手当等		2,750,423			2,750,423				2,750,423	
４ 共済費		1,193,290			1,193,290				1,193,290	
５ 災害補償費		430			430				430	
６ 恩給及び退職年金										
７ 報償費								288,578	288,578	
８ 旅費							104,549		104,549	
９ 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						65,000	1,097,585		1,162,585	
11 役務費							242,381		242,381	
12 委託料						141,429	6,165,460		6,306,889	
13 使用料及び賃借料						774	916,029		916,803	
14 工事請負費						3,210,042			3,210,042	
15 原材料費							5,300		5,300	
16 公有財産購入費						32,386			32,386	
17 備品購入費						107,300	149,315		256,615	
18 負担金補助及び交付金						386,819		6,041,567	6,428,386	
19 扶助費			9,992,176		9,992,176				9,992,176	
20 貸付金								141,224	141,224	
21 補償補填及び賠償金								17,790	17,790	
22 償還金利子及び割引料				3,297,959	3,297,959			352,160	3,650,119	
23 投資及び出資金										
24 積立金								202,958	202,958	
25 寄附金										
26 公課費								1,790	1,790	
27 繰出金						6,468		4,784,134	4,790,602	
予備費								171,251	171,251	
計 ()%		(17.4) 8,004,935	(21.8) 9,992,176	(7.2) 3,297,959	(46.4) 21,295,070	(8.6) 3,950,218	(18.9) 8,683,704	(26.1) 12,001,452	(100.0) 45,930,444	

みんなでつくるまちの寄付金関係 補正予算参考資料

令和3年度 みんなでつくるまちの寄付内訳			事業充当額 (千円)	基金積立内訳	
寄 付 指 定 事 業	件 数	金 額(千円)		基 金 名	積立額(千円)
消防の充実に関する事業	93	1,496	－	みんなでつくるまち推進基金	71,601
地域コミュニティの推進に関する事業	69	1,131	－		
商工、農林及び園芸の振興に関する事業	142	2,320	－		
観光の振興に関する事業	259	4,723	－		
五月山動物園の整備事業	316	5,721	－		
五月山の保全事業	73	2,036	－		
郷土の歴史・文化・遺産を守り伝える事業	63	1,247	－		
池田市版SDGsモデル構築事業	53	788	－		
新型コロナウイルス感染症対策生理の貧困等女性問題対策プロジェクト	49	863	－		
指定無し	2,807	51,276	－		
市民安全の充実に関する事業	1,320	21,572	－	世界に誇れる安全で安心なまちづくり基金	21,572
公益活動の促進に関する事業	54	1,193	－	公益活動促進基金	1,193
文化の振興に関する事業	109	11,691	15	文化振興基金	1,676
			－	音楽教育振興基金	10,000
環境の保全及び改善に関する事業(環境関係)	207	3,642	－	環境基金	3,642
環境の保全及び改善に関する事業(緑化関係)	36	3,243	－	緑化基金	3,243
保健福祉の充実に関する事業	388	6,312	－	福祉基金	6,312
子育て支援の充実に関する事業	1,368	23,143	－	子ども・子育て基金	23,143
公共施設の充実に関する事業	46	838	－	公共施設整備基金	838
教育の充実に関する事業	271	4,927	－	教育振興基金	4,927
スポーツの振興に関する事業	69	1,085	－	スポーツ振興基金	1,085
オリンピック・パラリンピック ホストタウン事業	7	100	100		
まち・ひと・しごと創生事業(企業版ふるさと納税)	1	3,000	3,000		
計	7,800	152,347	3,115	計	149,232

報告第 4 号

債権の放棄に係る報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、池田市債権管理条例（平成 30 年池田市条例第 3 号）第 8 条の規定により、市の債権を放棄したので、同条例第 9 条の規定により報告する。

令和 4 年 5 月 18 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和 3 年度中に放棄した市の債権について報告するものである。

池田市債権管理条例（平成30年池田市条例第3号。以下「条例」という。）
 第8条各号のいずれかに該当することにより、令和3年度中に放棄した非強制
 徴収債権及びその履行の遅滞に係る延滞金、遅延損害金その他の徴収金は以下
 のとおりである。

放棄する債権の名称（所属）			福祉貸付金〔生活資金貸付金〕（福祉部）	
債権放棄年月日			令和4年3月1日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
1	平成16年9月27日	243,750	条例第8条第3号（消滅時効）	
	計	243,750		

放棄する債権の名称（所属）			福祉貸付金〔高等学校入学準備金貸付金〕（福祉部）	
債権放棄年月日			令和4年3月1日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
1	平成11年2月28日	300,000	条例第8条第3号（消滅時効）	
2	平成12年2月16日	300,000	条例第8条第3号（消滅時効）	
3	平成12年2月16日	300,000	条例第8条第3号（消滅時効）	
4	平成12年2月28日	300,000	条例第8条第3号（消滅時効）	
	計	1,200,000		

放棄する債権の名称（所属）			使用料（市立池田病院事務局）	
債権放棄年月日			令和4年3月1日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
1	平成23年9月5日	57,000	条例第8条第3号（消滅時効）	
2	平成24年6月11日	119,139	条例第8条第3号（消滅時効）	
3	平成25年2月20日	155,000	条例第8条第3号（消滅時効）	
4	平成26年1月9日	77,648	条例第8条第3号（消滅時効）	
5	平成27年10月5日	123,066	条例第8条第3号（消滅時効）	
6	平成27年10月6日	42,320	条例第8条第3号（消滅時効）	
7	平成27年10月23日	159,690	条例第8条第3号（消滅時効）	
8	平成28年4月22日	236,770	条例第8条第3号（消滅時効）	
9	平成28年10月28日	128,938	条例第8条第3号（消滅時効）	
10	平成28年11月25日	210,617	条例第8条第3号（消滅時効）	
11	平成28年12月6日	50,523	条例第8条第3号（消滅時効）	
12	平成29年3月8日	65,710	条例第8条第3号（消滅時効）	
13	平成29年3月9日	206,478	条例第8条第3号（消滅時効）	
14	平成29年5月2日	61,920	条例第8条第3号（消滅時効）	
15	平成29年5月19日	25,359	条例第8条第3号（消滅時効）	
16	平成29年5月22日	6,511	条例第8条第3号（消滅時効）	
17	平成29年5月23日	82,796	条例第8条第3号（消滅時効）	

番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
18	平成29年6月5日	74,046	条例第8条第3号（消滅時効）	
19	平成29年6月9日	45,222	条例第8条第3号（消滅時効）	
20	平成29年7月18日	33,140	条例第8条第3号（消滅時効）	
21	平成29年8月28日	25,290	条例第8条第3号（消滅時効）	
22	平成29年10月3日	53,110	条例第8条第3号（消滅時効）	
23	平成29年10月30日	40,293	条例第8条第3号（消滅時効）	
24	平成29年12月20日	40,160	条例第8条第3号（消滅時効）	
	計	2,120,746		

放棄する債権の名称（所属）			使用料〔水道料金及びメーター料〕（上下水道部）	
債権放棄年月日			令和4年3月1日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
1	平成15年2月28日	6,439	条例第8条第3号（消滅時効）	
2	平成18年11月16日	35,250	条例第8条第3号（消滅時効）	
3	平成19年5月29日	111,503	条例第8条第3号（消滅時効）	
4	平成22年9月28日	78,923	条例第8条第3号（消滅時効）	
5	平成25年3月16日	113,481	条例第8条第3号（消滅時効）	
6	平成25年3月28日	153,056	条例第8条第3号（消滅時効）	
7	平成25年7月16日	9,869	条例第8条第3号（消滅時効）	
8	平成26年6月28日	3,237	条例第8条第3号（消滅時効）	
9	平成26年6月28日	46,892	条例第8条第3号（消滅時効）	
10	平成26年7月16日	32,339	条例第8条第3号（消滅時効）	
11	平成26年7月29日	426,568	条例第8条第3号（消滅時効）	
12	平成26年11月18日	11,355	条例第8条第3号（消滅時効）	
13	平成26年11月18日	37,054	条例第8条第3号（消滅時効）	
14	平成27年4月15日	81	条例第8条第3号（消滅時効）	
15	平成27年4月16日	820	条例第8条第3号（消滅時効）	
16	平成27年4月16日	1,150	条例第8条第3号（消滅時効）	
17	平成27年4月16日	9,882	条例第8条第3号（消滅時効）	
18	平成27年4月16日	1,641	条例第8条第3号（消滅時効）	
19	平成27年4月16日	3,832	条例第8条第3号（消滅時効）	
20	平成27年4月16日	6,630	条例第8条第3号（消滅時効）	
21	平成27年4月16日	1,641	条例第8条第3号（消滅時効）	
22	平成27年4月16日	36,209	条例第8条第3号（消滅時効）	
23	平成27年4月28日	169,165	条例第8条第3号（消滅時効）	
24	平成27年4月28日	3,282	条例第8条第3号（消滅時効）	
25	平成27年4月28日	3,930	条例第8条第3号（消滅時効）	
26	平成27年4月28日	2,343	条例第8条第3号（消滅時効）	
27	平成27年4月28日	3,282	条例第8条第3号（消滅時効）	
28	平成27年4月28日	7,029	条例第8条第3号（消滅時効）	
29	平成27年4月28日	14,001	条例第8条第3号（消滅時効）	
30	平成27年4月28日	19,261	条例第8条第3号（消滅時効）	
31	平成27年4月28日	3,066	条例第8条第3号（消滅時効）	

番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
32	平成27年4月28日	5, 140	条例第8条第3号 (消滅時効)	
33	平成27年4月28日	8, 035	条例第8条第3号 (消滅時効)	
34	平成27年4月28日	13, 041	条例第8条第3号 (消滅時効)	
35	平成27年5月16日	3, 282	条例第8条第3号 (消滅時効)	
36	平成27年5月16日	1, 533	条例第8条第3号 (消滅時効)	
37	平成27年5月16日	4, 923	条例第8条第3号 (消滅時効)	
38	平成27年5月16日	3, 282	条例第8条第3号 (消滅時効)	
39	平成27年5月16日	19, 336	条例第8条第3号 (消滅時効)	
40	平成27年5月16日	2, 683	条例第8条第3号 (消滅時効)	
41	平成27年5月16日	9, 198	条例第8条第3号 (消滅時効)	
42	平成27年5月16日	7, 332	条例第8条第3号 (消滅時効)	
43	平成27年5月16日	1, 641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
44	平成27年5月28日	5, 247	条例第8条第3号 (消滅時効)	
45	平成27年5月28日	1, 641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
46	平成27年5月28日	9, 846	条例第8条第3号 (消滅時効)	
47	平成27年5月28日	17, 398	条例第8条第3号 (消滅時効)	
48	平成27年5月28日	12, 979	条例第8条第3号 (消滅時効)	
49	平成27年5月28日	20, 338	条例第8条第3号 (消滅時効)	
50	平成27年5月28日	3, 066	条例第8条第3号 (消滅時効)	
51	平成27年5月28日	1, 641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
52	平成27年5月28日	1, 641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
53	平成27年5月28日	3, 066	条例第8条第3号 (消滅時効)	
54	平成27年5月28日	1, 641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
55	平成27年5月28日	40, 751	条例第8条第3号 (消滅時効)	
56	平成27年5月28日	2, 872	条例第8条第3号 (消滅時効)	
57	平成27年5月28日	3, 066	条例第8条第3号 (消滅時効)	
58	平成27年5月28日	1, 641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
59	平成27年5月28日	1, 857	条例第8条第3号 (消滅時効)	
60	平成27年5月28日	5, 976	条例第8条第3号 (消滅時効)	
61	平成27年6月16日	4, 216	条例第8条第3号 (消滅時効)	
62	平成27年6月16日	4, 923	条例第8条第3号 (消滅時効)	
63	平成27年6月16日	4, 599	条例第8条第3号 (消滅時効)	
64	平成27年6月30日	5, 064	条例第8条第3号 (消滅時効)	
65	平成27年6月30日	12, 522	条例第8条第3号 (消滅時効)	
66	平成27年6月30日	8, 752	条例第8条第3号 (消滅時効)	
67	平成27年6月30日	2, 808	条例第8条第3号 (消滅時効)	
68	平成27年7月16日	4, 923	条例第8条第3号 (消滅時効)	
69	平成27年7月16日	2, 461	条例第8条第3号 (消滅時効)	
70	平成27年7月16日	6, 922	条例第8条第3号 (消滅時効)	
71	平成27年7月16日	1, 231	条例第8条第3号 (消滅時効)	
72	平成27年7月28日	11, 495	条例第8条第3号 (消滅時効)	
73	平成27年7月28日	12, 980	条例第8条第3号 (消滅時効)	
74	平成27年7月28日	4, 599	条例第8条第3号 (消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
75	平成27年7月28日	1,916	条例第8条第3号（消滅時効）	
76	平成27年7月28日	2,872	条例第8条第3号（消滅時効）	
77	平成27年7月28日	216	条例第8条第3号（消滅時効）	
78	平成27年7月28日	4,513	条例第8条第3号（消滅時効）	
79	平成27年7月28日	8,205	条例第8条第3号（消滅時効）	
80	平成27年8月18日	5,209	条例第8条第3号（消滅時効）	
81	平成27年8月18日	76,938	条例第8条第3号（消滅時効）	
82	平成27年8月28日	5,540	条例第8条第3号（消滅時効）	
83	平成27年8月28日	5,982	条例第8条第3号（消滅時効）	
84	平成27年8月28日	4,923	条例第8条第3号（消滅時効）	
85	平成27年8月28日	793	条例第8条第3号（消滅時効）	
86	平成27年8月28日	6,564	条例第8条第3号（消滅時効）	
87	平成27年8月28日	4,923	条例第8条第3号（消滅時効）	
88	平成27年9月16日	17,289	条例第8条第3号（消滅時効）	
89	平成27年9月16日	5,226	条例第8条第3号（消滅時効）	
90	平成27年9月16日	65,205	条例第8条第3号（消滅時効）	
91	平成27年9月28日	2,299	条例第8条第3号（消滅時効）	
92	平成27年9月28日	4,923	条例第8条第3号（消滅時効）	
93	平成27年9月29日	3,282	条例第8条第3号（消滅時効）	
94	平成27年9月29日	4,102	条例第8条第3号（消滅時効）	
95	平成27年10月16日	820	条例第8条第3号（消滅時効）	
96	平成27年10月16日	13,509	条例第8条第3号（消滅時効）	
97	平成27年10月16日	4,923	条例第8条第3号（消滅時効）	
98	平成27年10月28日	172,411	条例第8条第3号（消滅時効）	
99	平成27年10月28日	11,355	条例第8条第3号（消滅時効）	
100	平成27年10月28日	4,923	条例第8条第3号（消滅時効）	
101	平成27年11月16日	4,923	条例第8条第3号（消滅時効）	
102	平成27年11月16日	486	条例第8条第3号（消滅時効）	
103	平成27年11月16日	4,102	条例第8条第3号（消滅時効）	
104	平成27年11月16日	7,953	条例第8条第3号（消滅時効）	
105	平成27年11月16日	218,904	条例第8条第3号（消滅時効）	
106	平成27年11月16日	766	条例第8条第3号（消滅時効）	
107	平成27年11月28日	4,513	条例第8条第3号（消滅時効）	
108	平成27年11月28日	2,299	条例第8条第3号（消滅時効）	
109	平成27年11月28日	4,513	条例第8条第3号（消滅時効）	
110	平成27年11月28日	3,282	条例第8条第3号（消滅時効）	
111	平成27年12月16日	1,884	条例第8条第3号（消滅時効）	
112	平成27年12月16日	4,102	条例第8条第3号（消滅時効）	
113	平成27年12月16日	3,066	条例第8条第3号（消滅時効）	
114	平成27年12月16日	2,073	条例第8条第3号（消滅時効）	
115	平成27年12月16日	3,282	条例第8条第3号（消滅時効）	
116	平成27年12月16日	3,282	条例第8条第3号（消滅時効）	
117	平成27年12月29日	3,595	条例第8条第3号（消滅時効）	

番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
118	平成27年12月29日	1, 533	条例第8条第3号 (消滅時効)	
119	平成28年1月16日	3, 066	条例第8条第3号 (消滅時効)	
120	平成28年1月16日	3, 147	条例第8条第3号 (消滅時効)	
121	平成28年1月16日	3, 066	条例第8条第3号 (消滅時効)	
122	平成28年1月16日	1, 533	条例第8条第3号 (消滅時効)	
123	平成28年1月28日	8, 250	条例第8条第3号 (消滅時効)	
124	平成28年1月28日	2, 299	条例第8条第3号 (消滅時効)	
125	平成28年2月16日	5, 869	条例第8条第3号 (消滅時効)	
126	平成28年2月16日	2, 829	条例第8条第3号 (消滅時効)	
127	平成28年2月16日	1, 533	条例第8条第3号 (消滅時効)	
128	平成28年3月1日	1, 641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
129	平成28年3月1日	1, 641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
130	平成28年3月1日	2, 623	条例第8条第3号 (消滅時効)	
131	平成28年3月16日	1, 533	条例第8条第3号 (消滅時効)	
132	平成28年3月16日	151	条例第8条第3号 (消滅時効)	
133	平成28年3月16日	6, 534	条例第8条第3号 (消滅時効)	
134	平成28年3月16日	18, 198	条例第8条第3号 (消滅時効)	
135	平成28年3月16日	47, 088	条例第8条第3号 (消滅時効)	
136	平成28年3月29日	1, 533	条例第8条第3号 (消滅時効)	
137	平成28年3月29日	1, 458	条例第8条第3号 (消滅時効)	
138	平成28年3月29日	1, 641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
139	平成28年3月29日	2, 613	条例第8条第3号 (消滅時効)	
140	平成28年3月29日	1, 641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
141	平成28年3月29日	1, 231	条例第8条第3号 (消滅時効)	
142	平成28年3月29日	235	条例第8条第3号 (消滅時効)	
	計	2, 489, 571		

議案第 30 号

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 5 月 18 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和 3 年 8 月 10 日に発出された人事院勧告に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、本条例を制定するものである。

池田市条例第 号

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

（池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

（池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 池田市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

（池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分

の１００」に、「１００分の６２．５」を「１００分の５７．５」に改め、同条第４項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の２２０」を「１００分の２１２．５」に改める。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第５条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和２年池田市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２１条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１０７．５」を「１００分の１００」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の７２．５」を「１００分の６７．５」に、「１００分の１０７．５」を「１００分の１００」に、「１００分の６２．５」を「１００分の５７．５」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

- ２ 令和４年６月に支給する期末手当（池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１条に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に係る期末手当を除く。以下同じ。）の額は、第１条の規定による改正後の池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第５条第２項、第３条の規定による改正後の池田市特別職の職員の給与に関する条例第３条の２第２項、第４条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例（第２号イにおいて「新給与条例」という。）第３３条第２項（同条第３項又は第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第５条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（第３号イにおいて「新幼稚園給与条例」という。）第２１条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。)並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年池田市条例第21号)第4条若しくは第8条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成4年池田市条例第19号)第4条第1項、職員の育児休業等に関する条例(平成4年池田市条例第2号)第7条第1項、池田市一般職の職員の給与に関する条例第18条第1項から第3項まで若しくは第5項若しくは第33条第5項若しくは第6項又は池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例第21条第4項若しくは第33条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる者の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第1条第1項に規定する議長、副議長及び議員、池田市特別職の職員の給与に関する条例第1条各号に掲げる職員並びに池田市一般職の職員の給与に関する条例第8条の2第1項に規定する特定任期付職員 220分の15
- (2) 池田市一般職の職員の給与に関する条例第1条に規定する本市一般職の職員(前号の特定任期付職員、次号に掲げる者及び会計年度任用職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イからエまでに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

以下同じ。) 以外の職員のうち新給与条例第 33 条第 2 項に規定する特定管理職員 (以下この号において「特定管理職員」という。) 107.5 分の 15

ウ 再任用職員のうち特定管理職員以外のもの 72.5 分の 10

エ 再任用職員のうち特定管理職員 62.5 分の 10

(3) 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例第 1 条に規定する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イからエまでに掲げる職員以外の職員 127.5 分の 15

イ 再任用職員以外の職員のうち新幼稚園給与条例第 21 条第 2 項に規定する職務の級 (以下この号において「職務の級」という。) が 6 級のものの 107.5 分の 15

ウ 再任用職員のうち職務の級が 6 級以外の級のもの 72.5 分の 10

エ 再任用職員のうち職務の級が 6 級のもの 62.5 分の 10

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 1 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年池田市条例第 22 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

令和 4 年度以降における池田市議会の議員の期末手当について支給割合を 100 分の 212.5 に引き下げるものであること。

（第 1 条中第 5 条の改正関係）

- 2 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第 14 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

令和 4 年度以降における会計年度任用職員の期末手当について支給割合を 100 分の 120 に引き下げるものであること。

（第 2 条中第 14 条の改正関係）

- 3 池田市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年池田市条例第 14 号）の一部改正〔第 3 条関係〕

令和 4 年度以降における特別職の職員の期末手当について支給割合を 100 分の 212.5 に引き下げるものであること。

（第 3 条中第 3 条の 2 の改正関係）

- 4 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年池田市条例第 19 号）の一部改正〔第 4 条関係〕

令和 4 年度以降における特定任期付職員及び再任用職員以外の一般職の職員の期末手当について支給割合を 100 分の 120（特定管理職員にあっては、100 分の 100）に、再任用職員の期末手当について支給割合を 100 分の 67.5（特定管理職員にあっては、100 分の 57.5）に、特定任期付職員の期末手当について支給割合を 100 分の 212.5 に引き下げ

るものであること。

(第4条中第33条の改正関係)

- 5 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）の一部改正〔第5条関係〕

令和4年度以降における再任用職員以外の教育職員の期末手当について支給割合を100分の120（職務の級が6級の職員にあつては、100分の100）に、再任用職員の期末手当について支給割合を100分の67.5（職務の級が6級の職員にあつては、100分の57.5）に引き下げるものであること。

(第5条中第21条の改正関係)

- 6 この条例は、公布の日から施行するものであること。また、会計年度任用職員を除き、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を令和4年6月期の期末手当から減額する特例を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第30号 参 考

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条～第4条 （略） （期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 第5条の2・第6条 （略） 2 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 第1条～第13条 （略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第14条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日現在（退職し、又は死亡したフ	1 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条～第4条 （略） （期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 第5条の2・第6条 （略） 2 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 第1条～第13条 （略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第14条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日現在（退職し、又は死亡したフ

改 正 前	改 正 後
ルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在) においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。) に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間(この条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間をいう。以下同じ。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略) 第15条～第32条 (略) 3 池田市特別職の職員の給与に関する条例 第1条～第3条 (略) (期末手当) 第3条の2 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在における給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額とする。 第4条～第6条 (略) 4 池田市一般職の職員の給与に関する条例 第1条～第32条 (略)	ルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在) においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。) に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間(この条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間をいう。以下同じ。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略) 第15条～第32条 (略) 3 池田市特別職の職員の給与に関する条例 第1条～第3条 (略) (期末手当) 第3条の2 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在における給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額とする。 第4条～第6条 (略) 4 池田市一般職の職員の給与に関する条例 第1条～第32条 (略)

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第33条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が定める職員を除く。第34条において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」とする。 5・6 (略) 第33条の2～第38条 (略) 5 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例	(期末手当) 第33条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が定める職員を除く。第34条において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の212.5</u>」とする。 5・6 (略) 第33条の2～第38条 (略) 5 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例

改 正 前	改 正 後
第1条～第20条 (略) (期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（職務の級が6級の職員にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4 (略) 第22条～第39条 (略)	第1条～第20条 (略) (期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（職務の級が6級の職員にあっては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4 (略) 第22条～第39条 (略)

議案第 31 号

池田市監査委員の選任について

下記の者を池田市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名

年 月 日生

※議会運営の都合上、選任する候補者の住所、氏名及び生年月日は表示なし

令和 4 年 5 月 18 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市監査委員として議会議員のうちから選任されている小林吉三氏は、来る令和 4 年 5 月 31 日をもって辞任されるので、その後任を選任するものである。

議案第 32 号

令和 4 年度

池 田 市 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算

(第 2 号)

令和４年度池田市病院事業会計補正予算（第２号）

（総 則）

第１条 令和４年度池田市病院事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第２条 令和４年度池田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第１款 病院事業費用	１３，８８１，５１７	△ ９１，４３８	１３，７９０，０７９
第１項 医 業 費 用	１３，６７３，２６１	△ ９１，４３８	１３，５８１，８２３

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(1) 職員給与費「6,435,793千円」を「6,344,355千円」に改める。

令和 4 年 5 月 1 8 日 提 出

大阪府池田市長 清 澤 智 子

令和4年度池田市病院事業会計補正予算実施計画

収 益 の 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
病 院 事 業 費 用			13,881,517	△ 91,438	13,790,079
	医 業 費 用		13,673,261	△ 91,438	13,581,823
		給 与 費	6,435,793	△ 91,438	6,344,355

令和4年度池田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失（△）	△	240,090
減価償却費		707,007
退職給付引当金の増減額（△は減少）		3,247
賞与引当金・法定福利費引当金の増減額（△は減少）		9,857
貸倒引当金の増減額（△は減少）		545
長期前受金戻入	△	38,316
受取利息	△	17
支払利息		127,638
固定資産除却費		21,000
未収金の増減額（△は増加）	△	130,270
未払金の増減額（△は減少）		<u>10,634</u>
小計		471,235
利息の受取額		17
利息の支払額	<u>△</u>	<u>127,638</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー		343,614

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	506,180
寄附金等による収入		<u>2,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	504,180

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		556,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	1,308,642
リース債務の返済による支出	△	22,307
他会計からの出資による収入		<u>796,889</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		21,940

資金増加額（又は減少額）	△	138,626
資金期首残高		<u>3,081,914</u>
資金期末残高		<u><u>2,943,288</u></u>

補正予算給与費明細書

1. 総括

()内は、短時間勤務職員 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)		給 与 費					法定福利費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	給料調整額	手 当	報 酬	計			
補正後	1	(270) 542	2,782,255	10,008	2,387,307	207,146	5,386,716	932,319	6,319,035	児童手当25,320千円を除く。
補正前	1	(270) 542	2,782,255	10,008	2,463,797	207,146	5,463,206	947,267	6,410,473	児童手当25,320千円を除く。
比 較	0	(0) 0	0	0	△ 76,490	0	△ 76,490	△ 14,948	△ 91,438	

※ 手当及び法定福利費については、引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手当の	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	初任給調整手当	時間外勤務手当	
	補正後	47,012	97,392	342,275	94,005	299,425	
	補正前	47,012	97,392	342,275	94,005	299,425	
	比 較	0	0	0	0	0	
内 訳	区 分	通 勤 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	宿 日 直 手 当	退 職 給 付 費
	補正後	53,915	61,143	278,081	897,489	75,053	141,517
	補正前	53,915	61,143	278,081	973,979	75,053	141,517
	比 較	0	0	0	△ 76,490	0	0

ア. 会計年度任用職員以外の職員

()内は、短時間勤務職員 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)		給 与 費					法定福利費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	給料調整額	手 当	報 酬	計			
補正後	1	(9) 542	1,995,215	10,008	2,193,192	207,146	4,405,561	797,592	5,203,153	児童手当25,320千円を除く。
補正前	1	(9) 542	1,995,215	10,008	2,269,682	207,146	4,482,051	812,540	5,294,591	児童手当25,320千円を除く。
比 較	0	(0) 0	0	0	△ 76,490	0	△ 76,490	△ 14,948	△ 91,438	

※ 手当及び法定福利費については、引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	初任給調整手当	時間外勤務手当	
	補正後	45,126	97,392	342,275	94,005	216,674	
	補正前	45,126	97,392	342,275	94,005	216,674	
	比 較	0	0	0	0	0	
	区 分	通 勤 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	宿日直手当	退職給付費
	補正後	37,291	48,373	239,814	891,855	38,870	141,517
	補正前	37,291	48,373	239,814	968,345	38,870	141,517
	比 較	0	0	0	△ 76,490	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	説 明	備 考												
手 当	△ 76,490	給与改定に伴う減少分	期 末 勤 勉 手 当	諸手当の改定状況 1． 期末勤勉手当の支給月数の改定 ()内は、再任用職員 <table><tr><th>区 分</th><th>6 月</th><th>1 2 月</th><th>計</th></tr><tr><td>補正後</td><td>(1.125月分) 2.150月分</td><td>(1.125月分) 2.150月分</td><td>(2.250月分) 4.300月分</td></tr><tr><td>補正前</td><td>(1.175月分) 2.225月分</td><td>(1.175月分) 2.225月分</td><td>(2.350月分) 4.450月分</td></tr></table> 2． 令和 4 年 6 月期の期末手当に関する 特例措置 令和 3 年度の期末手当の引下げに 相当する額を令和 4 年 6 月期の期 末手当から減額するもの	区 分	6 月	1 2 月	計	補正後	(1.125月分) 2.150月分	(1.125月分) 2.150月分	(2.250月分) 4.300月分	補正前	(1.175月分) 2.225月分	(1.175月分) 2.225月分	(2.350月分) 4.450月分
区 分	6 月	1 2 月	計													
補正後	(1.125月分) 2.150月分	(1.125月分) 2.150月分	(2.250月分) 4.300月分													
補正前	(1.175月分) 2.225月分	(1.175月分) 2.225月分	(2.350月分) 4.450月分													

令和4年度池田市病院事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産	千円	千円	千円	千円
(ア) 土 地		6,145,361		
(イ) 建 物	18,804,454			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 13,263,517</u>	5,540,937		
(ロ) 構 築 物	507,441			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 503,641</u>	3,800		
(ハ) 器 械 及 び 備 品	5,282,478			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4,095,079</u>	1,187,399		
(ニ) 車 両	1,689			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,605</u>	84		
(ホ) リ ー ス 資 産	206,000			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 69,973</u>	136,027		
(ヘ) 建 設 仮 勘 定		<u>20,400</u>		
有形固定資産合計			13,034,008	

(2) 無 形 固 定 資 産			
(7) 電 話 加 入 権		2,243	
(イ) その他無形固定資産		<u>18,936</u>	
無形固定資産合計			21,179
(3) 投 資			
(7) 修学資金貸付金	7,200		
貸倒引当金	<u>△ 7,200</u>	<u>0</u>	
投資合計			<u>0</u>
固定資産合計			13,055,187
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金			2,943,288
(2) 未 収 金		1,927,592	
貸倒引当金		<u>△ 11,395</u>	1,916,197
(3) 貯 蔵 品			<u>37,419</u>
流動資産合計			<u>4,896,904</u>
資産合計			<u><u>17,952,091</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

(7) 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

4,722,637

企業債合計

4,722,637

(2) リース債務

86,511

(3) 引当金

(7) 退職給付引当金

1,649,979

引当金合計

1,649,979

固定負債合計

6,459,127

4 流動負債

(1) 企業債

(7) 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

1,195,220

企業債合計

1,195,220

(2) リース債務

22,686

(3) 未払金

1,871,836

(4) 引当金

(7) 賞与引当金

322,702

(4) 法定福利費引当金

63,186

引当金合計

385,888

(5) 預り金

66,539

流動負債合計

3,542,169

5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		411,854	
収 益 化 累 計 額		<u>△ 148,997</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>262,857</u>
負 債 合 計			10,264,153
	資 本 の 部		
6 資 本 金			24,565,331
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
(ｱ) 受 贈 財 産 評 価 額	<u>11,380</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		11,380	
(2) 利 益 剰 余 金			
(ｱ) 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>16,888,773</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>△ 16,888,773</u>	
剰 余 金 合 計			<u>△ 16,877,393</u>
資 本 合 計			<u>7,687,938</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>17,952,091</u></u>

議案第 32 号 説 明

令和 4 年度

池田市病院事業会計補正予算説明

(第 2 号)

収 益 の 支 出

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	補 正 後 予 定 額	節	金 額	説 明
		千円	千円	千円		千円	千円
病院事業費用		13,881,517	△ 91,438	13,790,079			
医 業 費 用		13,673,261	△ 91,438	13,581,823			
	給 与 費	6,435,793	△ 91,438	6,344,355			
					手 当 等	△ 63,449	期末勤勉手当 △ 63,449 減額
					賞 与 引 当 金 繰 入 金	△ 13,041	賞与引当金繰入額 △ 13,041 減額
					法 定 福 利 費	△ 12,396	共済組合負担金 △ 12,396 減額
					法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	△ 2,552	法定福利費引当金繰入額 △ 2,552 減額

議案第 33 号

令和 4 年度

池田市水道事業会計補正予算

(第 1 号)

令和4年度池田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度池田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度池田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（単位 千円）

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 水 道 事 業 費 用		2, 3 7 0, 1 2 8	△ 6, 4 9 4	2, 3 6 3, 6 3 4
	1 営 業 費 用	2, 1 5 4, 7 5 7	△ 6, 4 9 4	2, 1 4 8, 2 6 3

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「1, 041, 381千円」を「1, 040, 185千円」に改め、
資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 資 本 的 支 出		1, 7 0 1, 9 3 7	△ 1, 1 9 6	1, 7 0 0, 7 4 1
	3 施 設 整 備 費	9 3 6, 5 0 0	△ 1, 1 9 6	9 3 5, 3 0 4

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	4 6 0, 1 2 6	△ 7, 6 9 0	4 5 2, 4 3 6

令和 4 年 5 月 1 8 日 提 出

大阪府池田市市長 瀧 澤 智 子

令和4年度池田市水道事業会計補正予算実施計画

収 益 の 支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 水 道 事 業 費 用			2, 3 7 0, 1 2 8	△ 6, 4 9 4	2, 3 6 3, 6 3 4
	1 営 業 費 用		2, 1 5 4, 7 5 7	△ 6, 4 9 4	2, 1 4 8, 2 6 3
		1 浄 水 費	6 6 2, 5 8 1	△ 3, 1 1 3	6 5 9, 4 6 8
		2 配 水 費	1 7 2, 7 9 1	△ 1, 0 8 6	1 7 1, 7 0 5
		3 給 水 費	1 2, 4 6 3	△ 1 8 3	1 2, 2 8 0
		4 業 務 費	1 5 5, 6 2 0	△ 5 1 2	1 5 5, 1 0 8
		5 総 係 費	2 2 7, 9 2 0	△ 1, 6 0 0	2 2 6, 3 2 0

資 本 の 支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 資 本 の 支 出			1, 7 0 1, 9 3 7	△ 1, 1 9 6	1, 7 0 0, 7 4 1
	3 施 設 整 備 費		9 3 6, 5 0 0	△ 1, 1 9 6	9 3 5, 3 0 4
		1 事 務 費	9 7, 1 9 4	△ 1, 1 9 6	9 5, 9 9 8

令和4年度池田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失 (△)	△	4 0, 5 0 6
減価償却費		9 1 4, 5 9 7
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		7
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△	1 2, 6 8 6
賞与等引当金の増減額 (△は減少)		1, 7 2 8
長期前受金戻入	△	1 4 0, 3 1 6
受取利息	△	5 4 1
支払利息		1 0 9, 5 5 1
固定資産除売却費		8, 7 8 9
未収金の増減額 (△は増加)		2 8, 4 8 1
未払金の増減額 (△は減少)	△	2, 4 2 6
小 計		8 6 6, 6 7 8
利息の受取額		5 4 1
利息の支払額	△	1 0 9, 5 5 1
業務活動によるキャッシュ・フロー		7 5 7, 6 6 8

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	9 5 5, 7 4 5
有形固定資産の売却による収入		1
工事負担金による収入		1 4, 8 0 3
府補助金による収入		7, 3 0 0
府補助金の返還による支出	△	6 6 4
一般会計および他の特別会計からの繰入金による収入		<u>1, 4 5 2</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	9 3 2, 8 5 3

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		6 3 6, 9 0 0
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	<u>6 5 6, 5 3 5</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	1 9, 6 3 5
資金増加額（又は減少額）	△	1 9 4, 8 2 0
資金期首残高		<u>2, 8 6 2, 7 2 2</u>
資金期末残高		<u><u>2, 6 6 7, 9 0 2</u></u>

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	1人	(4人) 46人	250	193,937	180,620	374,807	73,244	448,051	児童手当 4,385千円を除く。
補 正 前	1人	(4人) 46人	250	193,937	187,114	381,301	74,440	455,741	児童手当 4,385千円を除く。
比 較	0人	(0人) 0人	0	0	△6,494	△6,494	△1,196	△7,690	

()内は、短時間勤務職員で外書である。

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当		地 域 手 当		時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	6,774	11,688		31,207		11,250	3,097
	補 正 前	6,774	11,688		31,207		11,250	3,097
	比 較	0	0		0		0	0
	区 分	住 居 手 当		特殊勤務手当		期末勤勉手当		退 職 給 付 費
	補 正 後	5,029		470		85,571		25,534
	補 正 前	5,029		470		92,065		25,534
	比 較	0		0		△ 6,494		0

イ．会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	1人	(1人) 46人	250	189, 575	179, 414	369, 239	72, 436	441, 675	児童手当 4, 385千円を除く。
補 正 前	1人	(1人) 46人	250	189, 575	185, 859	375, 684	73, 622	449, 306	児童手当 4, 385千円を除く。
比 較	0人	(0人) 0人	0	0	△6, 445	△6, 445	△1, 186	△7, 631	

()内は、短時間勤務職員で外書である。

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当		地 域 手 当		時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	6,774	11,688		31,207		11,076	2,854
	補 正 前	6,774	11,688		31,207		11,076	2,854
	比 較	0	0		0		0	0
	区 分	住 居 手 当		特殊勤務手当		期末勤勉手当		退 職 給 付 費
	補 正 後	5,029		470		84,782		25,534
	補 正 前	5,029		470		91,227		25,534
	比 較	0		0		△ 6,445		0

ロ．会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	—	(3人) —	—	4,362	1,206	5,568	808	6,376	
補 正 前	—	(3人) —	—	4,362	1,255	5,617	818	6,435	
比 較	—	(0人) —	—	0	△49	△49	△10	△59	

()内は、短時間勤務職員で外書である。

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	—	—	—	174	243
	補 正 前	—	—	—	174	243
	比 較	—	—	—	0	0
	区 分	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	退 職 給 付 費	
	補 正 後	—	—	789	—	
	補 正 前	—	—	838	—	
	比 較	—	—	△ 49	—	

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	説 明	備 考												
手 当	△ 6,494	給与改定に伴う減少分	期末勤勉手当	諸手当の改定状況 1. 期末勤勉手当の支給月数の改定 <table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>1 2 月</td><td>計</td></tr><tr><td>補正後</td><td>(1.125月分) 2.150月分</td><td>(1.125月分) 2.150月分</td><td>(2.250月分) 4.300月分</td></tr><tr><td>補正前</td><td>(1.175月分) 2.225月分</td><td>(1.175月分) 2.225月分</td><td>(2.350月分) 4.450月分</td></tr></table> () 内は、再任用短時間勤務職員 2. 令和4年6月期の期末手当に関する特例措置 令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を 令和4年6月期の期末手当から減額するもの	区 分	6 月	1 2 月	計	補正後	(1.125月分) 2.150月分	(1.125月分) 2.150月分	(2.250月分) 4.300月分	補正前	(1.175月分) 2.225月分	(1.175月分) 2.225月分	(2.350月分) 4.450月分
区 分	6 月	1 2 月	計													
補正後	(1.125月分) 2.150月分	(1.125月分) 2.150月分	(2.250月分) 4.300月分													
補正前	(1.175月分) 2.225月分	(1.175月分) 2.225月分	(2.350月分) 4.450月分													

令和4年度池田市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		2, 1 4 1, 5 5 8
ロ 建 物	7 7 3, 8 5 5	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 3 9 1, 8 0 8</u>	3 8 2, 0 4 7
ハ 構 築 物	2 3, 2 3 5, 1 1 7	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1 1, 3 8 7, 9 0 0</u>	1 1, 8 4 7, 2 1 7
ニ 機 械 及 び 装 置	1 0, 5 1 8, 2 3 5	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 6, 4 5 6, 7 0 3</u>	4, 0 6 1, 5 3 2
ホ 車 両 運 搬 具	3 8, 4 7 4	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2 9, 0 9 7</u>	9, 3 7 7
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	2 1 4, 9 1 6	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1 1 7, 9 5 8</u>	9 6, 9 5 8
ト 建 設 仮 勘 定		<u>2 0 4, 2 2 7</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		1 8, 7 4 2, 9 1 6

(2) 無 形 固 定 資 産			
イ ダ ム 使 用 権	7 6 3, 5 8 4		
ロ 電 話 加 入 権	<u>7 7 8</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計		<u>7 6 4, 3 6 2</u>	
固 定 資 産 合 計			1 9, 5 0 7, 2 7 8
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		2, 6 6 7, 9 0 2	
(2) 未 収 金	2 4 9, 8 9 8		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 7, 5 8 5</u>	2 4 2, 3 1 3	
(3) 貯 蔵 品		<u>2 6, 2 8 0</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2, 9 3 6, 4 9 5</u>
資 産 合 計			<u><u>2 2, 4 4 3, 7 7 3</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

8, 2 6 0, 1 8 6

企 業 債 合 計

8, 2 6 0, 1 8 6

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

3 2 2, 8 8 5

引 当 金 合 計

3 2 2, 8 8 5

固 定 負 債 合 計

8, 5 8 3, 0 7 1

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

6 5 6, 6 8 9

企 業 債 合 計

6 5 6, 6 8 9

(2) 預 り 金

1 1 3, 2 6 0

(3) 未 払 金

1 3 8, 9 6 2

(4) 引 当 金

イ 賞与等引当金

3 4, 4 4 9

引 当 金 合 計

3 4, 4 4 9

流 動 負 債 合 計

9 4 3, 3 6 0

5	繰	延	収	益			
(1)	長	期	前	受	金	5, 845, 437	
	収	益	化	累	計	額	
						<u>△ 3, 491, 963</u>	
	繰	延	収	益	合	計	<u>2, 353, 474</u>
	負	債	合	計			11, 879, 905
資 本 の 部							
6	資	本	金				9, 901, 328
7	剰	余	金				
(1)	資	本	剰	余	金		
	イ	受	贈	財	産	評	価
						額	
						<u>721, 670</u>	
	資	本	剰	余	金	合	計
						721, 670	
(2)	欠	損	金				
	イ	当	年	度	未	処	理
						欠	損
						金	
						<u>59, 130</u>	
	欠	損	金	合	計		
						<u>59, 130</u>	
	剰	余	金	合	計		<u>662, 540</u>
	資	本	合	計			<u>10, 563, 868</u>
	負	債	資	本	合	計	<u><u>22, 443, 773</u></u>

議案第33号 説 明

令和4年度

池田市水道事業会計補正予算説明

(第1号)

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 水道事業費用		千円 2,370,128	千円 △6,494	千円 2,363,634		千円	千円
(1) 営 業 費 用		2,154,757	△6,494	2,148,263			
	1 浄 水 費	662,581	△3,113	659,468			
					手 当 等	△2,216	期末勤勉手当 △2,216 減額
					賞与等引当金繰入額	△474	賞与引当金繰入額 △396 減額 法定福利費引当金繰入額 △78 減額
					法 定 福 利 費	△423	共済組合負担金 △423 減額
	2 配 水 費	172,791	△1,086	171,705			
					手 当 等	△782	期末勤勉手当 △782 減額
					賞与等引当金繰入額	△155	賞与引当金繰入額 △130 減額

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円		千円	千円 法定福利費引当金繰入額 △25 減額
					法 定 福 利 費	△149	共済組合負担金 △149 減額
	3 給 水 費	12,463	△183	12,280			
					手 当 等	△135	期末勤勉手当 △135 減額
					賞与等引当金繰入額	△27	賞与引当金繰入額 △24 減額 法定福利費引当金繰入額 △3 減額
					法 定 福 利 費	△21	健康保険負担金 △1 減額 共済組合負担金 △20 減額
	4 業 務 費	155,620	△512	155,108			
					手 当 等	△367	期末勤勉手当 △367 減額
					賞与等引当金繰入額	△74	賞与引当金繰入額 △62 減額

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円		千円	千円
							法定福利費引当金繰入額 △12 減額
					法 定 福 利 費	△71	共済組合負担金 △71 減額
	5 総 係 費	227,920	△1,600	226,320			
					手 当 等	△1,169	期末勤勉手当 △1,169 減額
					賞与等引当金繰入額	△250	賞与引当金繰入額 △209 減額 法定福利費引当金繰入額 △41 減額
					法 定 福 利 費	△181	健康保険負担金 △3 減額 共済組合負担金 △178 減額

資 本 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 資 本 の 支 出		千円 1,701,937	千円 △1,196	千円 1,700,741		千円	千円
(3) 施 設 整 備 費		936,500	△1,196	935,304			
	1 事 務 費	97,194	△1,196	95,998			
					手 当 等	△1,004	期末勤勉手当 △1,004 減額
					法 定 福 利 費	△192	共済組合負担金 △192 減額

議案第 34 号

令和 4 年 度

池田市公共下水道事業会計補正予算

(第 1 号)

令和4年度池田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度池田市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度池田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 下水道事業収益		2, 8 5 0, 6 2 9	△ 1, 6 4 7	2, 8 4 8, 9 8 2
	1 営 業 収 益	1, 7 8 1, 8 0 2	△ 1, 5 6 9	1, 7 8 0, 2 3 3
	2 営 業 外 収 益	1, 0 6 8, 8 2 7	△ 7 8	1, 0 6 8, 7 4 9

支 出

(単位 千円)

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 下水道事業費用		2, 8 3 9, 7 3 4	△ 3, 5 8 6	2, 8 3 6, 1 4 8
	1 営 業 費 用	2, 6 6 7, 7 7 0	△ 3, 5 8 6	2, 6 6 4, 1 8 4

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「779, 569千円」を「778, 215千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 資本的支出		2, 4 4 3, 1 3 7	△ 1, 3 5 4	2, 4 4 1, 7 8 3
	1 建 設 改 良 費	1, 7 4 9, 5 4 4	△ 1, 3 5 4	1, 7 4 8, 1 9 0

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	3 0 4 , 0 3 1	△ 4 , 9 4 0	2 9 9 , 0 9 1

令和 4 年 5 月 1 8 日 提 出

大阪府池田市市長 瀧 澤 智 子

令和4年度池田市公共下水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 下水道事業収益			2, 8 5 0, 6 2 9	△ 1, 6 4 7	2, 8 4 8, 9 8 2
	1 営 業 収 益		1, 7 8 1, 8 0 2	△ 1, 5 6 9	1, 7 8 0, 2 3 3
		2 他 会 計 負 担 金	7 0 0, 6 2 3	△ 1, 5 6 9	6 9 9, 0 5 4
	2 営 業 外 収 益		1, 0 6 8, 8 2 7	△ 7 8	1, 0 6 8, 7 4 9
		2 他 会 計 補 助 金	7 9, 5 8 3	△ 7 8	7 9, 5 0 5

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 下水道事業費用			2, 8 3 9, 7 3 4	△ 3, 5 8 6	2, 8 3 6, 1 4 8
	1 営 業 費 用		2, 6 6 7, 7 7 0	△ 3, 5 8 6	2, 6 6 4, 1 8 4
		1 管 渠 費	2 4 3, 3 6 5	△ 1, 3 9 6	2 4 1, 9 6 9
		2 処 理 場 費	6 4 0, 6 5 4	△ 9 6 7	6 3 9, 6 8 7
		5 総 係 費	1 0 9, 4 5 3	△ 1, 2 2 3	1 0 8, 2 3 0

資 本 の 支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 資 本 の 支 出			2, 4 4 3, 1 3 7	△ 1, 3 5 4	2, 4 4 1, 7 8 3
	1 建 設 改 良 費		1, 7 4 9, 5 4 4	△ 1, 3 5 4	1, 7 4 8, 1 9 0
		1 管 渠 布 設 費	1, 5 8 4, 0 6 0	△ 1, 0 3 3	1, 5 8 3, 0 2 7
		2 処 理 場 建 設 費	1 4 5, 8 6 5	△ 3 2 1	1 4 5, 5 4 4

令和４年度池田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで)

(単位 千円)

１ 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失（△）	△ 88,061
減価償却費	1,498,844
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 49
退職給付引当金の増減額（△は減少）	13,881
賞与等引当金の増減額（△は減少）	1,075
長期前受金戻入	△ 891,716
受取利息	△ 19
支払利息	138,464
固定資産除売却費	24,085
未収金の増減額（△は増加）	28,238
未払金の増減額（△は減少）	551
小 計	725,293
利息の受取額	19
利息の支払額	△ 138,464
業務活動によるキャッシュ・フロー	586,848

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	1,940,425
無形固定資産の取得による支出	△	16,306
国庫補助金による収入		805,636
工事負担金による収入		58
一般会計および他の特別会計からの繰入金による収入		912
新規貸付による支出	△	1,000
貸付金の回収による収入		<u>21</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	1,151,104

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		1,150,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	692,593
他会計からの出資による収入		<u>15,777</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		473,784

資金増加額（又は減少額）	△	90,472
資金期首残高		<u>1,998,475</u>
資金期末残高		<u><u>1,908,003</u></u>

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	—	(5人) 33人	250	127,940	118,855	247,045	48,386	295,431	児童手当 3,660千円を除く。
補 正 前	—	(5人) 33人	250	127,940	123,014	251,204	49,167	300,371	児童手当 3,660千円を除く。
比 較	—	(0人) 0人	0	0	△4,159	△4,159	△781	△4,940	

()内は、短時間勤務職員で外書である。

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	5,250	9,900	20,991	4,939	3,600
	補 正 前	5,250	9,900	20,991	4,939	3,600
	比 較	0	0	0	0	0
	区 分	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	退 職 給 付 費	
	補 正 後	3,696	431	56,167	13,881	
	補 正 前	3,696	431	60,326	13,881	
	比 較	0	0	△ 4,159	0	

イ．会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	—	(3人) 33人	250	124,769	118,161	243,180	47,773	290,953	児童手当 3,660千円を除く。
補 正 前	—	(3人) 33人	250	124,769	122,280	247,299	48,548	295,847	児童手当 3,660千円を除く。
比 較	—	(0人) 0人	0	0	△4,119	△4,119	△775	△4,894	

()内は、短時間勤務職員で外書である。

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当		地 域 手 当		時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	5,250	9,900		20,991		4,904	3,576
	補 正 前	5,250	9,900		20,991		4,904	3,576
	比 較	0	0		0		0	0
	区 分	住 居 手 当		特 殊 勤 務 手 当		期 末 勤 勉 手 当		退 職 給 付 費
	補 正 後	3,696		431		55,532		13,881
	補 正 前	3,696		431		59,651		13,881
	比 較	0		0		△ 4,119		0

ロ．会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	—	(2人) —	—	3,171	694	3,865	613	4,478	
補 正 前	—	(2人) —	—	3,171	734	3,905	619	4,524	
比 較	—	(0人) —	—	0	△40	△40	△6	△46	

()内は、短時間勤務職員で外書である。

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当		地 域 手 当	時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	—	—		—	35	24
	補 正 前	—	—		—	35	24
	比 較	—	—		—	0	0
	区 分	住 居 手 当		特殊勤務手当		期末勤勉手当	退 職 給 付 費
	補 正 後	—		—		635	—
	補 正 前	—		—		675	—
	比 較	—		—		△ 40	—

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	説 明	備 考												
手 当	△ 4,159	給与改定に伴う減少分	期末勤勉手当	諸手当の改定状況 1. 期末勤勉手当の支給月数の改定 <table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>1 2 月</td><td>計</td></tr><tr><td>補正後</td><td>(1. 125月分) 2. 150月分</td><td>(1. 125月分) 2. 150月分</td><td>(2. 250月分) 4. 300月分</td></tr><tr><td>補正前</td><td>(1. 175月分) 2. 225月分</td><td>(1. 175月分) 2. 225月分</td><td>(2. 350月分) 4. 450月分</td></tr></table> () 内は、再任用短時間勤務職員 2. 令和4年6月期の期末手当に関する特例措置 令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を 令和4年6月期の期末手当から減額するもの	区 分	6 月	1 2 月	計	補正後	(1. 125月分) 2. 150月分	(1. 125月分) 2. 150月分	(2. 250月分) 4. 300月分	補正前	(1. 175月分) 2. 225月分	(1. 175月分) 2. 225月分	(2. 350月分) 4. 450月分
区 分	6 月	1 2 月	計													
補正後	(1. 125月分) 2. 150月分	(1. 125月分) 2. 150月分	(2. 250月分) 4. 300月分													
補正前	(1. 175月分) 2. 225月分	(1. 175月分) 2. 225月分	(2. 350月分) 4. 450月分													

令和4年度池田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		2, 1 4 1, 4 6 9
ロ 建 物	1, 7 6 9, 3 5 1	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1, 2 3 8, 4 4 1</u>	5 3 0, 9 1 0
ハ 構 築 物	3 6, 6 6 5, 2 4 5	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1 3, 4 4 0, 2 4 9</u>	2 3, 2 2 4, 9 9 6
ニ 機 械 及 び 装 置	1 2, 7 6 5, 7 2 6	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 8, 2 8 9, 5 6 0</u>	4, 4 7 6, 1 6 6
ホ 車 両 運 搬 具	5, 5 5 2	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 5, 2 7 4</u>	2 7 8
ヘ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	9 9, 2 9 8	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 7 4, 5 7 4</u>	2 4, 7 2 4
ト 建 設 仮 勘 定		<u>1, 2 4 2, 7 5 9</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		3 1, 6 4 1, 3 0 2

(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権	<u>1, 3 6 8, 1 2 1</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計		1, 3 6 8, 1 2 1	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 長 期 貸 付 金	<u>1, 9 5 8</u>		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>1, 9 5 8</u>	
固 定 資 産 合 計			3 3, 0 1 1, 3 8 1
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1, 9 0 8, 0 0 3	
(2) 未 収 金	2 6 3, 0 0 9		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 4, 1 1 4</u>	<u>2 5 8, 8 9 5</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2, 1 6 6, 8 9 8</u>
資 産 合 計			<u><u>3 5, 1 7 8, 2 7 9</u></u>

負債の部

3	固	定	負	債			
(1)	企	業	債				
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債				<u>10,897,631</u>		
	企	業	債	合	計	10,897,631	
(2)	引	当	金				
イ	退職給付引当金				<u>145,033</u>		
	引	当	金	合	計	<u>145,033</u>	
	固	定	負	債	合	計	11,042,664
4	流	動	負	債			
(1)	企	業	債				
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債				<u>727,479</u>		
	企	業	債	合	計	727,479	
(2)	預	り	金			105	
(3)	未	払	金			128,546	
(4)	引	当	金				
イ	賞与等引当金				<u>22,683</u>		
	引	当	金	合	計	<u>22,683</u>	
	流	動	負	債	合	計	878,813

5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金	31,768,663		
収 益 化 累 計 額	<u>△ 15,698,323</u>		
繰 延 収 益 合 計			<u>16,070,340</u>
負 債 合 計			27,991,817
資 本 の 部			
6 資 本 金			5,428,416
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,444,556		
ロ 国 庫 補 助 金	267,698		
ハ 府 補 助 金	369		
ニ その他 資 本 剰 余 金	<u>138,191</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		1,850,814	
(2) 欠 損 金			
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>92,768</u>		
欠 損 金 合 計		<u>92,768</u>	
剰 余 金 合 計			<u>1,758,046</u>
資 本 合 計			<u>7,186,462</u>
負 債 資 本 合 計			<u>35,178,279</u>

令和４年度財務諸表に係る注記

1 セグメント情報

(1) 報告セグメントごとの営業収益等

(令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで)

(単位 千円)

項目	公共下水道事業		合計
	汚水処理	雨水処理	
営業収益	982,936	699,054	1,681,990
営業費用	1,503,684	1,078,706	2,582,390
営業損益	△ 520,748	△ 379,652	△ 900,400
経常損益	△ 67,561	0	△ 67,561
セグメント資産	12,142,237	23,036,042	35,178,279
セグメント負債	11,100,781	16,891,036	27,991,817
その他の項目			
他会計負担金	0	699,054	699,054
他会計補助金	78,672	833	79,505
減価償却費	713,596	785,248	1,498,844
長期前受金戻入	423,782	467,934	891,716
特別損失	500	0	500
固定資産増加分	401,347	1,555,384	1,956,731

議案第 34 号 説 明

令和 4 年 度

池田市公共下水道事業会計補正予算説明

(第 1 号)

収 益 の 収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 下水道事業収益		千円 2, 850, 629	千円 △1, 647	千円 2, 848, 982		千円	千円
(1) 営 業 収 益		1, 781, 802	△1, 569	1, 780, 233			
	2 他会計負担金	700, 623	△1, 569	699, 054			
					雨水処理負担金	△1, 569	雨水処理経費に係る 一般会計繰入金 △1, 569 減額
(2) 営 業 外 収 益		1, 068, 827	△78	1, 068, 749			
	2 他会計補助金	79, 583	△78	79, 505			
					一般会計補助金	△78	水質規制経費等に係る 一般会計繰入金 △78 減額

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 下水道事業費用		千円 2,839,734	千円 △3,586	千円 2,836,148		千円	千円
(1) 営 業 費 用		2,667,770	△3,586	2,664,184			
	1 管 渠 費	243,365	△1,396	241,969			
					手 当 等	△988	期末勤勉手当 △988 減額
					賞 与 等 引 当 金 繰 入 金 額	△227	賞与引当金繰入額 △191 減額 法定福利費引当金繰入額 △36 減額
					法 定 福 利 費	△181	健康保険負担金 △1 減額 共済組合負担金 △180 減額
	2 処 理 場 費	640,654	△967	639,687			
					手 当 等	△693	期末勤勉手当 △693 減額

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円	賞与等引当金繰入額	千円 △147	千円 賞与引当金繰入額 △124 減額 法定福利費引当金繰入額 △23 減額
					法定福利費	△127	健康保険負担金 △2 減額 共済組合負担金 △125 減額
	5 総 係 費	109,453	△1,223	108,230			
					手 当 等	△872	期末勤勉手当 △872 減額
					賞与等引当金繰入額	△185	賞与引当金繰入額 △154 減額 法定福利費引当金繰入額 △31 減額
					法定福利費	△166	共済組合負担金 △166 減額

資 本 的 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 資 本 的 支 出		千円 2,443,137	千円 △1,354	千円 2,441,783		千円	千円
(1) 建 設 改 良 費		1,749,544	△1,354	1,748,190			
	1 管 渠 布 設 費	1,584,060	△1,033	1,583,027			
					手 当 等	△867	期末勤勉手当 △867 減額
					法 定 福 利 費	△166	共済組合負担金 △166 減額
	2 処 理 場 建 設 費	145,865	△321	145,544			
					手 当 等	△270	期末勤勉手当 △270 減額
					法 定 福 利 費	△51	共済組合負担金 △51 減額

議案第35号

令和4年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度池田市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,523千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

10,845,341千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月18日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,063,638	△1,523	1,062,115
	1 他会計繰入金	1,063,638	△1,523	1,062,115
歳入合計		10,846,864	△1,523	10,845,341

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		196,085	△1,523	194,562
	1 総務管理費	178,744	△1,306	177,438
	2 徴収費	17,017	△217	16,800
歳出合計		10,846,864	△1,523	10,845,341

令和4年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

国民健康保険特別会計 第1号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	1,063,638	△1,523	1,062,115
歳入合計	10,846,864	△1,523	10,845,341

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 総務費	196,085	△1,523	194,562				△1,523
歳出合計	10,846,864	△1,523	10,845,341				△1,523

入

歳

2 歳 入

(款) 4 繰 入 金

(項) 1 他 会 計 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	1,063,638	△1,523	1,062,115	4 職員給与費 等 繰 入 金	△1,523	職員給与費等繰入金 △1,523 減額
計	1,063,638	△1,523	1,062,115			

出

歳

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	176,684	△1,306	175,378				△1,306	3 職員手当等	△1,089	期末勤勉手当 △1,072 減額 期末手当 △17 減額
								4 共 済 費	△217	健康保険負担金 △1 減額 共済組合負担金 △216 減額
計	178,744	△1,306	177,438				△1,306			

(款) 1 総 務 費

(項) 2 徴 収 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 賦課徴収費	14, 391	△217	14, 174				△217	3 職員手当等	△186	期末勤勉手当 △186 減額
								4 共 済 費	△31	健康保険負担金 △8 減額 共済組合負担金 △23 減額
計	17, 017	△217	16, 800				△217			

補正予算給与費明細書

一般職

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(5) 人 11	千円 1,426	千円 45,350	千円 32,830	千円 79,606	千円 16,870	千円 96,476
補 正 前	(5) 人 11	1,426	45,350	34,105	80,881	17,118	97,999
比 較	(0) 人 0	0	0	△ 1,275	△ 1,275	△ 248	△ 1,523

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 勤 勉 手 当	増 減 事 由			
	補 正 後	千円 19,007	給与改定に伴う減少 1. 期末勤勉手当の支給月数の改定 2. 令和4年6月期の期末手当に関する特例措置 令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を 令和4年6月期の期末手当から減額するもの			
	補 正 前	20,282				
	比 較	△ 1,275				
			区 分	6 月	12 月	計
			補 正 後	2.150月分	2.150月分	4.300月分
			補 正 前	2.225月分	2.225月分	4.450月分

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 民 健 康 保 険 料		2, 216, 127	—	2, 216, 127
	1 国 民 健 康 保 険 料	2, 216, 127	—	2, 216, 127
2 使 用 料 及 び 手 数 料		600	—	600
	1 手 数 料	600	—	600
3 府 支 出 金		7, 548, 477	—	7, 548, 477
	1 府 補 助 金	7, 548, 477	—	7, 548, 477
4 繰 入 金		1, 063, 638	△1, 523	1, 062, 115
	1 他 会 計 繰 入 金	1, 063, 638	△1, 523	1, 062, 115
5 諸 収 入		18, 022	—	18, 022
	1 預 金 利 子	20	—	20
	2 雑 入	16, 002	—	16, 002
	3 延 滞 金 加 算 及 び 過 料	2, 000	—	2, 000
歳 入 合 計		10, 846, 864	△1, 523	10, 845, 341

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		196,085	△1,523	194,562
	1 総 務 管 理 費	178,744	△1,306	177,438
	2 徴 収 費	17,017	△217	16,800
	3 運 営 協 議 会 費	324	—	324
2 保 険 給 付 費		7,354,735	—	7,354,735
	1 療 養 諸 費	6,317,519	—	6,317,519
	2 高 額 療 養 費	977,632	—	977,632
	3 移 送 費	101	—	101
	4 出 産 育 児 諸 費	33,617	—	33,617
	5 葬 祭 諸 費	7,500	—	7,500
	6 精 神 ・ 結 核 医 療 給 付 費	17,284	—	17,284
	7 そ の 他 諸 費	1,082	—	1,082
3 国民健康保険事業費納付金		3,152,226	—	3,152,226
	1 医 療 給 付 費 分	2,285,590	—	2,285,590
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	631,722	—	631,722
	3 介 護 納 付 金 分	234,914	—	234,914
4 保 健 事 業 費		110,344	—	110,344
	1 保 健 事 業 費	21,877	—	21,877

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	88,467	—	88,467
5 公 債 費		1,483	—	1,483
	1 一 般 公 債 費	1,483	—	1,483
6 諸 支 出 金		14,046	—	14,046
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	14,046	—	14,046
7 予 備 費		17,945	—	17,945
	1 予 備 費	17,945	—	17,945
歳 出 合 計		10,846,864	△1,523	10,845,341

議案第36号

令和4年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度池田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,388千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

10,247,952千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月18日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 入 金		1,939,468	△2,388	1,937,080
	1 他 会 計 繰 入 金	1,668,427	△2,388	1,666,039
歳 入 合 計		10,250,340	△2,388	10,247,952

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		327,348	△2,185	325,163
	1 総 務 管 理 費	199,304	△1,843	197,461
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	127,190	△342	126,848
3 地 域 支 援 事 業 費		618,889	△203	618,686
	1 包括的支援事業・任意事業費	190,578	△203	190,375
歳 出 合 計		10,250,340	△2,388	10,247,952

令和4年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

介護保険事業特別会計 第1号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 入 金	1,939,468	△2,388	1,937,080
歳 入 合 計	10,250,340	△2,388	10,247,952

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	327,348	△2,185	325,163				△2,185
3 地 域 支 援 事 業 費	618,889	△203	618,686				△203
歳 出 合 計	10,250,340	△2,388	10,247,952				△2,388

入

歳

2 歳 入

(款) 8 繰 入 金

(項) 1 他 会 計 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	1,668,427	△2,388	1,666,039	2 職員給与費 等 繰 入 金	△2,388	職員給与費等繰入金 △2,388 減額
計	1,668,427	△2,388	1,666,039			

出

歳

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	199,304	△1,843	197,461				△1,843	3 職員手当等	△1,537	期末勤勉手当 △1,503 減額 期末手当 △34 減額
								4 共 済 費	△306	健康保険負担金 △2 減額 共済組合負担金 △304 減額
計	199,304	△1,843	197,461				△1,843			

(款) 1 総 務 費

(項) 3 介 護 認 定 審 査 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 共同介護 認定審査 会事業費	53,276	△171	53,105				△171	3 職員手当等	△148	期末勤勉手当 △131 減額 期末手当 △17 減額
								4 共 済 費	△23	健康保険負担金 △6 減額 共済組合負担金 △17 減額
2 認定調査 事 業 費	73,914	△171	73,743				△171	3 職員手当等	△149	期末手当 △149 減額
								4 共 済 費	△22	健康保険負担金 △8 減額 共済組合負担金 △14 減額
計	127,190	△342	126,848				△342			

(款) 3 地 域 支 援 事 業 費

(項) 1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 任意事業費	30,629	△203	30,426				△203	3 職員手当等	△175	期末勤勉手当 △158 減額
										期末手当 △17 減額
								4 共 済 費	△28	健康保険負担金 △8 減額 共済組合負担金 △20 減額
計	190,578	△203	190,375				△203			

補正予算給与費明細書

一般職

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(15) 人 15	千円 20,039	千円 64,058	千円 49,360	千円 133,457	千円 27,476	千円 160,933
補 正 前	(15) 人 15	20,039	64,058	51,369	135,466	27,855	163,321
比 較	(0) 人 0	0	0	△ 2,009	△ 2,009	△ 379	△ 2,388

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 勤 勉 手 当	増 減 事 由			
	補 正 後	千円 30,611	給与改定に伴う減少 1. 期末勤勉手当の支給月数の改定 2. 令和4年6月期の期末手当に関する特例措置 令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を 令和4年6月期の期末手当から減額するもの			
	補 正 前	32,620				
	比 較	△ 2,009				
			区 分	6 月	12 月	計
			補 正 後	2.150月分	2.150月分	4.300月分
			補 正 前	2.225月分	2.225月分	4.450月分

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		20,261	—	20,261
	1 負 担 金	20,261	—	20,261
2 介 護 保 険 料		1,861,924	—	1,861,924
	1 介 護 保 険 料	1,861,924	—	1,861,924
3 使 用 料 及 び 手 数 料		425	—	425
	1 手 数 料	425	—	425
4 国 庫 支 出 金		2,409,556	—	2,409,556
	1 国 庫 負 担 金	1,720,008	—	1,720,008
	2 国 庫 補 助 金	689,548	—	689,548
5 支 払 基 金 交 付 金		2,625,809	—	2,625,809
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,625,809	—	2,625,809
6 府 支 出 金		1,391,758	—	1,391,758
	1 府 負 担 金	1,301,563	—	1,301,563
	2 府 補 助 金	90,195	—	90,195
7 財 産 収 入		890	—	890
	1 財 産 運 用 収 入	890	—	890
8 繰 入 金		1,939,468	△2,388	1,937,080
	1 他 会 計 繰 入 金	1,668,427	△2,388	1,666,039

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 繰 入 金	271,041	—	271,041
9 諸 収 入		249	—	249
	1 預 金 利 子	10	—	10
	2 雑 入	238	—	238
	3 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1	—	1
歳 入 合 計		10,250,340	△2,388	10,247,952

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		327,348	△2,185	325,163
	1 総 務 管 理 費	199,304	△1,843	197,461
	2 徴 収 費	854	—	854
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	127,190	△342	126,848
2 保 険 給 付 費		9,297,144	—	9,297,144
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	8,534,368	—	8,534,368
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	253,565	—	253,565
	3 そ の 他 諸 費	7,473	—	7,473
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	293,853	—	293,853
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	44,121	—	44,121
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	163,764	—	163,764
3 地 域 支 援 事 業 費		618,889	△203	618,686
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	190,578	△203	190,375
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	410,471	—	410,471
	3 そ の 他 諸 費	1,533	—	1,533
	4 一 般 介 護 予 防 事 業 費	16,307	—	16,307
4 公 債 費		970	—	970
	1 一 般 公 債 費	970	—	970

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		889	—	889
	1 基 金 積 立 金	889	—	889
6 諸 支 出 金		5,100	—	5,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100	—	5,100
歳 出 合 計		10,250,340	△2,388	10,247,952

議案第 37 号

令和 4 年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度池田市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 882 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

2,079,526 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 5 月 18 日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		378,594	△882	377,712
	1 他 会 計 繰 入 金	378,594	△882	377,712
歳 入 合 計		2,080,408	△882	2,079,526

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		94,606	△882	93,724
	1 総 務 管 理 費	94,020	△882	93,138
歳 出 合 計		2,080,408	△882	2,079,526

令和 4 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

後期高齢者医療事業特別会計 第 1 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	378,594	△882	377,712
歳入合計	2,080,408	△882	2,079,526

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 総務費	94,606	△882	93,724				△882
歳出合計	2,080,408	△882	2,079,526				△882

歳

入

2 歳 入

(款) 4 繰 入 金

(項) 1 他 会 計 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	378,594	△882	377,712	2 職員給与費 等 繰 入 金	△882	職員給与費等繰入金 △882 減額
計	378,594	△882	377,712			

出

歳

3 歳 出

(款) 1 総 務 費 (項) 1 総 務 管 理 費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	94,020	△882	93,138				△882	3 職員手当等	△738	期末勤勉手当 △738 減額
								4 共 済 費	△144	健康保険負担金 △2 減額 共済組合負担金 △142 減額
計	94,020	△882	93,138				△882			

補正予算給与費明細書

一般職

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(1) 人 6	千円 —	千円 24,627	千円 18,747	千円 43,374	千円 9,411	千円 52,785
補 正 前	(1) 人 6	—	24,627	19,485	44,112	9,555	53,667
比 較	(0) 人 0	—	0	△ 738	△ 738	△ 144	△ 882

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 勤 勉 手 当	増 減 事 由			
	補 正 後	千円 10,665	給与改定に伴う減少 1. 期末勤勉手当の支給月数の改定 2. 令和4年6月期の期末手当に関する特例措置 令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を 令和4年6月期の期末手当から減額するもの			
	補 正 前	11,403				
	比 較	△ 738				
			区 分	6 月	12 月	計
			補 正 後	2.150月分	2.150月分	4.300月分
			補 正 前	2.225月分	2.225月分	4.450月分

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		1,681,040	—	1,681,040
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1,681,040	—	1,681,040
2 使 用 料 及 び 手 数 料		126	—	126
	1 手 数 料	126	—	126
3 国 庫 支 出 金		5,208	—	5,208
	1 国 庫 補 助 金	5,208	—	5,208
4 繰 入 金		378,594	△882	377,712
	1 他 会 計 繰 入 金	378,594	△882	377,712
5 諸 収 入		15,440	—	15,440
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	150	—	150
	2 預 金 利 子	10	—	10
	3 雑 入	15,280	—	15,280
歳 入 合 計		2,080,408	△882	2,079,526

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		94,606	△882	93,724
	1 総 務 管 理 費	94,020	△882	93,138
	2 徴 収 費	586	—	586
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,963,508	—	1,963,508
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,963,508	—	1,963,508
3 保 健 事 業 費		16,194	—	16,194
	1 保 健 事 業 費	16,194	—	16,194
4 諸 支 出 金		6,100	—	6,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,100	—	6,100
歳 出 合 計		2,080,408	△882	2,079,526

議案第38号

令和4年度池田市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度池田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,974,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月18日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
19	繰入金		2,326,698	△120,000	2,206,698
		1 繰入金	2,326,698	△120,000	2,206,698
	歳入合計		40,094,000	△120,000	39,974,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		364,719	△5,484	359,235
	1 議 会 費	364,719	△5,484	359,235
2 総 務 費		4,071,336	△23,419	4,047,917
	1 総 務 管 理 費	3,119,803	△16,655	3,103,148
	2 徴 税 費	510,261	△4,132	506,129
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	272,385	△1,236	271,149
	4 選 挙 費	111,392	△501	110,891
	5 統 計 調 査 費	18,468	△272	18,196
	6 監 査 委 員 費	39,027	△623	38,404
3 民 生 費		18,068,488	△27,384	18,041,104
	1 社 会 福 祉 費	8,354,467	△7,890	8,346,577
	2 児 童 福 祉 費	7,943,021	△17,976	7,925,045
	3 生 活 保 護 費	1,770,620	△1,518	1,769,102
4 衛 生 費		4,677,734	△13,253	4,664,481
	1 保 健 衛 生 費	3,282,979	△5,801	3,277,178
	2 清 掃 費	1,394,755	△7,452	1,387,303
5 労 働 費		45,383	△126	45,257
	1 労 働 諸 費	45,383	△126	45,257

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		52,848	△492	52,356
	1 農 林 費	52,848	△492	52,356
7 商 工 費		254,544	△423	254,121
	1 商 工 費	254,544	△423	254,121
8 土 木 費		3,205,289	△9,273	3,196,016
	1 土 木 管 理 費	551,457	△5,862	545,595
	3 河 川 費	54,823	△125	54,698
	4 都 市 計 画 費	1,958,615	△3,286	1,955,329
9 消 防 費		1,321,133	△15,325	1,305,808
	1 消 防 費	1,321,133	△15,325	1,305,808
10 教 育 費		4,297,615	△22,426	4,275,189
	1 教 育 総 務 費	1,469,962	△9,208	1,460,754
	2 小 学 校 費	738,037	△3,181	734,856
	3 中 学 校 費	650,530	△1,415	649,115
	4 幼 稚 園 費	234,088	△2,734	231,354
	5 給 食 セ ン タ ー 費	539,878	△725	539,153
	6 社 会 教 育 費	665,120	△5,163	659,957
13 予 備 費		200,000	△2,395	197,605

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 予 備 費	200, 000	△2, 395	197, 605
歳 出	合 計	40, 094, 000	△120, 000	39, 974, 000

令和4年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 1 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	2,326,698	△120,000	2,206,698
歳入合計	40,094,000	△120,000	39,974,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	364,719	△5,484	359,235				△5,484
2 総 務 費	4,071,336	△23,419	4,047,917				△23,419
3 民 生 費	18,068,488	△27,384	18,041,104				△27,384
4 衛 生 費	4,677,734	△13,253	4,664,481				△13,253
5 労 働 費	45,383	△126	45,257				△126
6 農 林 水 産 業 費	52,848	△492	52,356				△492
7 商 工 費	254,544	△423	254,121				△423
8 土 木 費	3,205,289	△9,273	3,196,016				△9,273
9 消 防 費	1,321,133	△15,325	1,305,808				△15,325
10 教 育 費	4,297,615	△22,426	4,275,189				△22,426
13 予 備 費	200,000	△2,395	197,605				△2,395
歳 出 合 計	40,094,000	△120,000	39,974,000				△120,000

歳

入

2 歳 入

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	2, 315, 157	△120, 000	2, 195, 157	1 財政調整基金繰入金	△120, 000	財政調整基金繰入金 △120, 000 減額
計	2, 326, 698	△120, 000	2, 206, 698			

出

歳

3 歳 出

(款) 1 議 会 費

(項) 1 議 会 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 議 会 費	364, 719	△5, 484	359, 235				△5, 484	3 職 員 手 当 等	△5, 298	期末勤勉手当 △927 減額
										期末手当 △4, 371 減額
								4 共 済 費	△186	共済組合負担金 △186 減額
計	364, 719	△5, 484	359, 235				△5, 484			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	1, 584, 311	△16, 655	1, 567, 656				△16, 655	3 職員手当等	△14, 070	期末勤勉手当 △13, 114 減額 期末手当 △956 減額
								4 共 済 費	△2, 585	健康保険負担金 △111 減額 共済組合負担金 △2, 474 減額
計	3, 119, 803	△16, 655	3, 103, 148				△16, 655			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 税務総務費	278,841	△4,132	274,709				△4,132	3 職員手当等	△3,467	期末勤勉手当 △3,310 減額 期末手当 △157 減額
								4 共 済 費	△665	健康保険負担金 △36 減額 共済組合負担金 △629 減額
計	510,261	△4,132	506,129				△4,132			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸籍住民基本台帳費	272,385	△1,236	271,149				△1,236	3 職員手当等	△1,038	期末勤勉手当 △844 減額 期末手当 △194 減額
								4 共 済 費	△198	健康保険負担金 △11 減額

(款) 2 総 務 費

(項) 3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
* 戸籍住民基本台帳費										共済組合負担金 △187 減額
計	272, 385	△1, 236	271, 149				△1, 236			

(款) 2 総 務 費

(項) 4 選 挙 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 選挙管理 委員会費	34, 203	△501	33, 702				△501	3 職員手当等	△417	期末勤勉手当 △417 減額
								4 共 済 費	△84	共済組合負担金 △84 減額
計	111, 392	△501	110, 891				△501			

(款) 2 総 務 費

(項) 5 統 計 調 査 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 統計調査費	18, 468	△272	18, 196				△272	3 職員手当等	△227	期末勤勉手当 △227 減額
								4 共 済 費	△45	共済組合負担金 △45 減額
計	18, 468	△272	18, 196				△272			

(款) 2 総 務 費

(項) 6 監 査 委 員 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 監査委員費	39, 027	△623	38, 404				△623	3 職員手当等	△521	期末勤勉手当 △521 減額
								4 共 済 費	△102	健康保険負担金 △2 減額 共済組合負担金 △100 減額
計	39, 027	△623	38, 404				△623			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総 務 費	4, 839, 483	△7, 546	4, 831, 937				△7, 546	3 職員手当等	△2, 313	期末勤勉手当 △2, 104 減額 期末手当 △209 減額
								4 共 済 費	△440	健康保険負担金 △32 減額 共済組合負担金 △408 減額
								27 繰 出 金	△4, 793	国民健康保険特別会計繰出金 △1, 523 減額 介護保険事業特別会計繰出金 △2, 388 減額 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 △882 減額
2 年 金 費	28, 383	△344	28, 039				△344	3 職員手当等	△293	期末勤勉手当 △257 減額 期末手当 △36 減額
								4 共 済 費	△51	健康保険負担金 △7 減額 共済組合負担金 △44 減額
計	8, 354, 467	△7, 890	8, 346, 577				△7, 890			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 児童福祉 総 務 費	5, 022, 452	△17, 976	5, 004, 476				△17, 976	3 職員手当等 4 共 済 費	△15, 191 △2, 785	期末勤勉手当 健康保険負担金	 △10, 572 減額 △4, 619 減額 △325 減額

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
* 児童福祉 総 務 費										共済組合負担金 △2,460 減額
計	7,943,021	△17,976	7,925,045				△17,976			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護 総 務 費	107, 111	△1, 518	105, 593				△1, 518	3 職員手当等	△1, 278	期末勤勉手当 △1, 227 減額 期末手当 △51 減額
								4 共 済 費	△240	健康保険負担金 △11 減額 共済組合負担金 △229 減額
計	1, 770, 620	△1, 518	1, 769, 102				△1, 518			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生 総 務 費	455, 404	△5, 774	449, 630				△5, 774	3 職員手当等	△4, 834	期末勤勉手当 △4, 437 減額 期末手当 △397 減額
								4 共 済 費	△940	健康保険負担金 △44 減額 共済組合負担金 △896 減額
6 環境対策費	49, 167	△27	49, 140				△27	3 職員手当等	△27	期末手当 △27 減額
計	3, 282, 979	△5, 801	3, 277, 178				△5, 801			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 清掃総務費	521, 335	△7, 452	513, 883				△7, 452	3 職員手当等	△6, 235	期末勤勉手当 △5, 718 減額
										期末手当 △517 減額
								4 共 済 費	△1, 217	健康保険負担金 △58 減額 共済組合負担金 △1, 159 減額
計	1, 394, 755	△7, 452	1, 387, 303				△7, 452			

(款) 5 労 働 費

(項) 1 労 働 諸 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 労働諸費	45,383	△126	45,257				△126	3 職員手当等	△105	期末勤勉手当 △105 減額
								4 共 済 費	△21	共済組合負担金 △21 減額
計	45,383	△126	45,257				△126			

(款) 6 農 林 水 産 業 費

(項) 1 農 林 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 農 林 業 総 務 費	34,037	△492	33,545				△492	3 職員手当等	△412	期末勤勉手当 △395 減額 期末手当 △17 減額
								4 共 済 費	△80	健康保険負担金 △1 減額 共済組合負担金 △79 減額
計	52,848	△492	52,356				△492			

(款) 7 商 工 費

(項) 1 商 工 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 商工総務費	35,680	△423	35,257				△423	3 職員手当等	△361	期末勤勉手当 △194 減額 期末手当 △167 減額
								4 共 済 費	△62	健康保険負担金 △9 減額 共済組合負担金 △53 減額
計	254,544	△423	254,121				△423			

(款) 8 土 木 費

(項) 1 土 木 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 土木総務費	384,759	△5,862	378,897				△5,862	3 職員手当等	△4,892	期末勤勉手当 △4,744 減額 期末手当 △148 減額
								4 共 済 費	△970	健康保険負担金 △12 減額 共済組合負担金 △958 減額
計	551,457	△5,862	545,595				△5,862			

(款) 8 土 木 費

(項) 3 河 川 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 河川総務費	20,786	△125	20,661				△125	3 職員手当等	△105	期末勤勉手当 △105 減額
								4 共 済 費	△20	共済組合負担金 △20 減額
計	54,823	△125	54,698				△125			

(款) 8 土 木 費

(項) 4 都 市 計 画 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 都市計画 総 務 費	171, 101	△1, 639	169, 462				△1, 639	3 職員手当等	△1, 366	期末勤勉手当 △1, 349 減額 期末手当 △17 減額
								4 共 済 費	△273	健康保険負担金 △1 減額 共済組合負担金 △272 減額
4 下水道費	796, 895	△1, 647	795, 248				△1, 647	27 繰 出 金	△1, 647	公共下水道企業会計繰出金 △1, 647 減額
計	1, 958, 615	△3, 286	1, 955, 329				△3, 286			

(款) 9 消 防 費

(項) 1 消 防 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 常備消防費	1, 204, 098	△15, 325	1, 188, 773				△15, 325	3 職員手当等	△12, 766	期末勤勉手当 △12, 753 減額
								4 共 済 費	△2, 559	期末手当 △13 減額 健康保険負担金 △7 減額 共済組合負担金 △2, 552 減額
計	1, 321, 133	△15, 325	1, 305, 808				△15, 325			

(款) 10 教 育 費

(項) 1 教 育 総 務 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 事務局費	1, 156, 821	△9, 208	1, 147, 613				△9, 208	3 職員手当等	△7, 896	期末勤勉手当 △2, 990 減額
										期末手当 △4, 906 減額
								4 共 済 費	△1, 312	健康保険負担金 △295 減額 共済組合負担金 △1, 017 減額
計	1, 469, 962	△9, 208	1, 460, 754				△9, 208			

(款) 10 教 育 費

(項) 2 小 学 校 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	658, 163	△3, 181	654, 982				△3, 181	3 職員手当等	△2, 713	期末勤勉手当 △1, 315 減額 期末手当 △1, 398 減額
								4 共 済 費	△468	健康保険負担金 △97 減額 共済組合負担金 △371 減額
計	738, 037	△3, 181	734, 856				△3, 181			

(款) 10 教 育 費

(項) 3 中 学 校 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	318,533	△1,415	317,118				△1,415	3 職員手当等	△1,210	期末勤勉手当 △541 減額 期末手当 △669 減額
								4 共 済 費	△205	健康保険負担金 △46 減額 共済組合負担金 △159 減額
計	650,530	△1,415	649,115				△1,415			

(款) 10 教 育 費

(項) 4 幼 稚 園 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 幼 稚 園 管 理 費	234,088	△2,734	231,354				△2,734	3 職 員 手 当 等	△2,315	期末勤勉手当 △1,935 減額 期末手当 △380 減額
								4 共 済 費	△419	健康保険負担金 △22 減額 共済組合負担金 △397 減額
計	234,088	△2,734	231,354				△2,734			

(款) 10 教 育 費

(項) 5 給 食 セ ン タ ー 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 給食センター管理費	539, 878	△725	539, 153				△725	3 職員手当等	△609	期末勤勉手当 △585 減額
										期末手当 △24 減額
								4 共 済 費	△116	健康保険負担金 △3 減額 共済組合負担金 △113 減額
計	539, 878	△725	539, 153				△725			

(款) 10 教 育 費

(項) 6 社 会 教 育 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会教育 管 理 費	383,831	△5,163	378,668				△5,163	3 職員手当等	△4,347	期末勤勉手当 △4,180 減額 期末手当 △167 減額
								4 共 済 費	△816	健康保険負担金 △88 減額 共済組合負担金 △728 減額
計	665,120	△5,163	659,957				△5,163			

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	200, 000	△2, 395	197, 605				△2, 395		予備費 △2, 395 減額	
計	200, 000	△2, 395	197, 605				△2, 395			

補正予算給与費明細書

特 別 職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	地 域 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	退 職 手 当	計		
補 正 後	長 等	人 4	千円 —	千円 34,692	千円 5,204	千円 279	千円 19,491	千円 2,700	千円 62,366	千円 10,740	千円 73,106
	議 員	20	145,685	—	—	—	59,729	—	205,414	46,654	252,068
	そ の 他	1,034	116,012	—	—	—	—	—	116,012	—	116,012
	計	1,058	261,697	34,692	5,204	279	79,220	2,700	383,792	57,394	441,186
補 正 前	長 等	4	—	34,692	5,204	279	20,827	2,700	63,702	10,805	74,507
	議 員	20	145,685	—	—	—	64,100	—	209,785	46,654	256,439
	そ の 他	1,034	116,012	—	—	—	—	—	116,012	—	116,012
	計	1,058	261,697	34,692	5,204	279	84,927	2,700	389,499	57,459	446,958
比 較	長 等	0	—	0	0	0	△ 1,336	0	△ 1,336	△ 65	△ 1,401
	議 員	0	0	—	—	—	△ 4,371	—	△ 4,371	0	△ 4,371
	そ の 他	0	0	—	—	—	—	—	0	—	0
	計	0	0	0	0	0	△ 5,707	0	△ 5,707	△ 65	△ 5,772

一 般 職

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(1,016) 人 618	千円 1,453,183	千円 2,635,673	千円 2,578,686	千円 6,667,542	千円 1,287,546	千円 7,955,088
補 正 前	(1,016) 人 618	1,453,183	2,635,673	2,667,285	6,756,141	1,304,340	8,060,481
比 較	(0) 人 0	0	0	△ 88,599	△ 88,599	△ 16,794	△ 105,393

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 勤 勉 手 当	増 減 事 由			
	補 正 後	千円 1,346,227	給与改定に伴う減少 1. 期末勤勉手当の支給月数の改定 2. 令和4年6月期の期末手当に関する特例措置 令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を 令和4年6月期の期末手当から減額するもの			
	補 正 前	1,434,826				
	比 較	△ 88,599				
			区 分	6 月	12 月	計
			補 正 後	2.150月分	2.150月分	4.300月分
			補 正 前	2.225月分	2.225月分	4.450月分

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,945,000	—	16,945,000
	1 市 民 税	8,415,000	—	8,415,000
	2 固 定 資 産 税	6,419,000	—	6,419,000
	3 軽 自 動 車 税	124,000	—	124,000
	4 市 た ば こ 税	530,000	—	530,000
	5 入 湯 税	2,000	—	2,000
	6 都 市 計 画 税	1,455,000	—	1,455,000
2 地 方 譲 与 税		198,000	—	198,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	36,000	—	36,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	115,000	—	115,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	36,000	—	36,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,000	—	11,000
3 利 子 割 交 付 金		16,000	—	16,000
	1 利 子 割 交 付 金	16,000	—	16,000
4 配 当 割 交 付 金		90,000	—	90,000
	1 配 当 割 交 付 金	90,000	—	90,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000	—	100,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	—	100,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,100,000	—	2,100,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,100,000	—	2,100,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		50,000	—	50,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	50,000	—	50,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		27,000	—	27,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	27,000	—	27,000
10 地 方 特 例 交 付 金		113,000	—	113,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	109,000	—	109,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	4,000	—	4,000
11 地 方 交 付 税		3,200,000	—	3,200,000
	1 地 方 交 付 税	3,200,000	—	3,200,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		297,171	—	297,171
	1 負 担 金	297,171	—	297,171

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		896, 201	—	896, 201
	1 使 用 料	628, 555	—	628, 555
	2 手 数 料	266, 519	—	266, 519
	3 証 紙 収 入	1, 127	—	1, 127
15 国 庫 支 出 金		7, 404, 076	—	7, 404, 076
	1 国 庫 負 担 金	5, 714, 498	—	5, 714, 498
	2 国 庫 補 助 金	1, 236, 343	—	1, 236, 343
	3 国 庫 委 託 金	71, 614	—	71, 614
	4 国 庫 交 付 金	381, 621	—	381, 621
16 府 支 出 金		3, 160, 477	—	3, 160, 477
	1 府 負 担 金	2, 463, 078	—	2, 463, 078
	2 府 補 助 金	373, 598	—	373, 598
	3 府 委 託 金	27, 563	—	27, 563
	4 府 交 付 金	296, 238	—	296, 238
17 財 産 収 入		18, 811	—	18, 811
	1 財 産 運 用 収 入	8, 161	—	8, 161
	2 財 産 売 払 収 入	10, 650	—	10, 650
18 寄 附 金		207, 500	—	207, 500

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	207, 500	—	207, 500
19 繰 入 金		2, 326, 698	△120, 000	2, 206, 698
	1 繰 入 金	2, 326, 698	△120, 000	2, 206, 698
20 諸 収 入		653, 866	—	653, 866
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	20, 000	—	20, 000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	200, 000	—	200, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	290, 711	—	290, 711
21 市 債		1, 978, 200	—	1, 978, 200
	1 市 債	1, 978, 200	—	1, 978, 200
歳 入 合 計		40, 094, 000	△120, 000	39, 974, 000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		364, 719	△5, 484	359, 235
	1 議 会 費	364, 719	△5, 484	359, 235
2 総 務 費		4, 071, 336	△23, 419	4, 047, 917
	1 総 務 管 理 費	3, 119, 803	△16, 655	3, 103, 148
	2 徴 税 費	510, 261	△4, 132	506, 129
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	272, 385	△1, 236	271, 149
	4 選 挙 費	111, 392	△501	110, 891
	5 統 計 調 査 費	18, 468	△272	18, 196
	6 監 査 委 員 費	39, 027	△623	38, 404
3 民 生 費		18, 068, 488	△27, 384	18, 041, 104
	1 社 会 福 祉 費	8, 354, 467	△7, 890	8, 346, 577
	2 児 童 福 祉 費	7, 943, 021	△17, 976	7, 925, 045
	3 生 活 保 護 費	1, 770, 620	△1, 518	1, 769, 102
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4, 677, 734	△13, 253	4, 664, 481
	1 保 健 衛 生 費	3, 282, 979	△5, 801	3, 277, 178
	2 清 掃 費	1, 394, 755	△7, 452	1, 387, 303
5 労 働 費		45, 383	△126	45, 257

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労 働 諸 費	45,383	△126	45,257
6 農 林 水 産 業 費		52,848	△492	52,356
	1 農 林 費	52,848	△492	52,356
7 商 工 費		254,544	△423	254,121
	1 商 工 費	254,544	△423	254,121
8 土 木 費		3,205,289	△9,273	3,196,016
	1 土 木 管 理 費	551,457	△5,862	545,595
	2 道 路 橋 り よ う 費	484,474	—	484,474
	3 河 川 費	54,823	△125	54,698
	4 都 市 計 画 費	1,958,615	△3,286	1,955,329
	5 住 宅 費	155,552	—	155,552
	6 災 害 防 止 費	368	—	368
9 消 防 費		1,321,133	△15,325	1,305,808
	1 消 防 費	1,321,133	△15,325	1,305,808
10 教 育 費		4,297,615	△22,426	4,275,189
	1 教 育 総 務 費	1,469,962	△9,208	1,460,754
	2 小 学 校 費	738,037	△3,181	734,856
	3 中 学 校 費	650,530	△1,415	649,115

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	234,088	△2,734	231,354
	5 給 食 セ ン タ ー 費	539,878	△725	539,153
	6 社 会 教 育 費	665,120	△5,163	659,957
11 公 債 費		3,506,539	—	3,506,539
	1 公 債 費	3,506,539	—	3,506,539
12 諸 支 出 金		28,372	—	28,372
	1 防 災 費	28,372	—	28,372
13 予 備 費		200,000	△2,395	197,605
	1 予 備 費	200,000	△2,395	197,605
歳 出 合 計		40,094,000	△120,000	39,974,000

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	22,336,417	△ 111,165	22,225,252
人件費	8,550,109	△ 111,165	8,438,944
扶助費	10,279,769	—	10,279,769
公債費	3,506,539	—	3,506,539
投資的経費	1,276,301	—	1,276,301
その他	16,481,282	△ 8,835	16,472,447
物件費	7,917,238	—	7,917,238
その他	8,564,044	△ 8,835	8,555,209
合 計	40,094,000	△ 120,000	39,974,000

一般会計

令和4年度		補正第1号		歳出款別節別内訳表											(単位：千円)	
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計	
1	報酬	145,685	152,610	519,071	88,326	1,006	7,726	13,724	16,869	24,923	744,817		123		1,714,880	
2	給料	34,815	616,024	496,317	359,708	4,112	13,911	6,156	204,105	417,293	517,924				2,670,365	
3	職員手当等	88,407	697,159	443,102	298,471	3,166	11,423	7,070	170,424	443,690	540,464		4,953		2,708,329	
4	共済費	60,488	264,316	281,993	150,477	1,680	5,706	5,129	83,108	162,279	329,764				1,344,940	
5	災害補償費		300							100	30				430	
6	恩給及び退職年金															
7	報償費	158	92,196	19,827	172,448	30	732	1,600	20	3,292	56,943		294		347,540	
8	旅費	4,247	17,536	15,694	4,353	19	281	1,412	2,563	2,864	42,672				91,641	
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085	
10	需用費	4,129	233,142	84,071	364,134	157	6,627	3,756	99,479	90,752	347,497		5,824		1,239,568	
11	役務費	1,138	104,896	37,535	20,111	345	225	380	993	4,317	32,470		6,418		208,828	
12	委託料	5,031	929,796	641,158	2,004,389		965	21,294	1,002,887	4,445	884,503		8,854		5,503,322	
13	使用料及び賃借料	1,188	428,039	73,746	26,547	18	757	2,616	154,399	3,148	250,130		14		940,602	
14	工事請負費		34,000						535,300	11,000	372,000				952,300	
15	原材料費			203	136				737	34	4,072				5,182	
16	公有財産購入費			2,348											2,348	
17	備品購入費	45	33,553	19,776	29,169	180	330		16	59,308	45,059		347		187,783	
18	負担金補助及び交付金	12,904	165,277	2,100,341	58,815	34,544	3,673	52,981	115,792	60,657	29,630		1,481		2,636,095	
19	扶助費		185	10,191,889	16,598						71,097				10,279,769	
20	貸付金			2,724				138,000							140,724	
21	補償補填及び賠償金		100	200	100				3,030		5,550				8,980	
22	償還金利子及び割引料		51,025		1,661						50	3,506,539			3,559,275	
23	投資及び出資金															
24	積立金		226,154	3,536	30,000			3	11,046				64		270,803	
25	寄附金															
26	公課費		9	29	737					1,002	32				1,809	
27	繰出金			3,107,544	1,038,301				795,248	16,704					4,957,797	
	予備費													197,605	197,605	
	()%	(0.9)	(10.1)	(45.1)	(11.7)	(0.1)	(0.1)	(0.6)	(8.0)	(3.3)	(10.7)	(8.8)	(0.1)	(0.5)	(100.0)	
	計	359,235	4,047,917	18,041,104	4,664,481	45,257	52,356	254,121	3,196,016	1,305,808	4,275,189	3,506,539	28,372	197,605	39,974,000	

一般会計

令和 4 年度		補正第 1 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1 報酬		1,714,880			1,714,880				1,714,880	
2 給料		2,670,365			2,670,365				2,670,365	
3 職員手当等		2,708,329			2,708,329				2,708,329	
4 共済費		1,344,940			1,344,940				1,344,940	
5 災害補償費		430			430				430	
6 恩給及び退職年金										
7 報償費								347,540	347,540	
8 旅費							91,641		91,641	
9 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						100,000	1,139,568		1,239,568	
11 役務費							208,828		208,828	
12 委託料						96,999	5,406,323		5,503,322	
13 使用料及び賃借料						774	939,828		940,602	
14 工事請負費						952,300			952,300	
15 原材料費							5,182		5,182	
16 公有財産購入費						2,348			2,348	
17 備品購入費						65,000	122,783		187,783	
18 負担金補助及び交付金						45,080		2,591,015	2,636,095	
19 扶助費			10,279,769		10,279,769				10,279,769	
20 貸付金								140,724	140,724	
21 補償補填及び賠償金								8,980	8,980	
22 償還金利子及び割引料				3,506,539	3,506,539			52,736	3,559,275	
23 投資及び出資金										
24 積立金								270,803	270,803	
25 寄附金										
26 公課費								1,809	1,809	
27 繰出金						13,800		4,943,997	4,957,797	
予備費								197,605	197,605	
計 ()%		(21.1) 8,438,944	(25.7) 10,279,769	(8.8) 3,506,539	(55.6) 22,225,252	(3.2) 1,276,301	(19.8) 7,917,238	(21.4) 8,555,209	(100.0) 39,974,000	